

令和8年第1回定例会

(第3日)

令和8年3月9日

令和8年第1回平川市議会定例会会議録（第3号）

○議事日程（第3号）令和8年3月9日（月）

第1 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（14名）

1番 水 木 悟 志
2番 葛 西 厚 平
3番 小 野 誠
5番 葛 西 勇 人
6番 山 谷 洋 朗
7番 中 畑 一二美
8番 石 田 昭 弘
9番 石 田 隆 芳
10番 工 藤 秀 一
11番 福 士 稔
12番 佐 藤 保
14番 桑 田 公 憲
15番 齋 藤 剛
16番 齋 藤 律 子

○欠席議員（2名）

4番 北 山 弘 光
13番 原 田 淳

○地方自治法第121条による出席者

市 長	工 藤 貴 弘
副 市 長	對 馬 謙 二
教 育 長	須々田 孝 聖
選挙管理委員会委員長	大 川 武 憲
農業委員会会長	今 井 龍 美
代表監査委員	鳴 海 和 正
総 務 部 長	對 馬 一 俊
財 政 部 長	一 戸 昭 彦
市民生活部長	小 野 生 子
健康福祉部長	佐 藤 崇
経 済 部 長	田 中 純

建設部長	中江貴之
教育委員会事務局長	工藤伸吾
平川診療所事務局長	齋藤恒一
会計管理者	古川聡子
農業委員会事務局長	中畑高稔
選挙管理委員会事務局長	齋藤篤也
監査委員事務局長	長濱貴弘

○出席事務局職員

事務局長	今井匡己
総務議事係長	柴田真紀
主査	佐藤吏史
主査	廣瀬陽史

○議長（石田隆芳議員） 皆さん、おはようございます。暑い方は上着を脱いでも結構でございます。議場内での体調管理のための水分補給を許可しておりますので、御了承願います。

4番、北山弘光議員及び13番、原田 淳議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がありました。

本日の出席議員は14名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問に入ります。

本日は、一般質問通告一覧表の第5席から第8席までを予定しております。

なお、第6席、葛西勇人議員より一般質問に関する資料について事前配付の申出がありましたので、これを許可しております。

第5席、16番、齋藤律子議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（齋藤律子議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員の一般質問を許可します。

○16番（齋藤律子議員） おはようございます。

議長より、一般質問の許可がようやく出ました。16番、日本共産党の齋藤律子です。

唐突ですが、本議会から工藤貴弘市長との議論を大変楽しみに、また緊張しているところです。私ごとではありますが、こうした政策決定の場に出させていただき、工藤市長が議論を交わす5人目の首長となります。最初は、親の世代の首長2人です。次は同世代が2人。そして工藤市長は子の世代です。

私にも、昭和59年生まれの子供がいます。子育てを通じ、価値観の違いを感じ、戸惑いを持ちながら子育てもしてまいりました。

また、失われた30年、超就職氷河期にスキルを磨き、自らの未来を切り開く、そうしたたくましい挑戦にも出くわしてきました。科学的な物の見方、これもまた学ぶところが多くありました。

そういう意味で、これからはいろいろな価値観の違い、相違がありますが、私も果敢に工藤市長との議論を深めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、通告に沿って一般質問を始めます。

最初の質問は令和8年3月20日開館の「よみまる」についてお尋ねをします。

（1）集客方法について、お尋ねをいたします。

平川市図書交流施設「よみまる」は、3月8日、昨日の日曜日、内覧会が行われ、市民をはじめとする多くの方が訪れました。いよいよ3月20日は開館となります。「よみまる」には図書館をはじめ、子供の遊び場が設置され飲食もできることから、今後に期待を寄せる声が昨日もたくさん聞こえていました。内覧会のようなぎわいのある施設にするためには、市内、市外に向け集客をどのように周知していくつもりなのかお知らせください。答弁をお願いいたします。

（2）施設の安全管理についてお尋ねをします。

図書交流施設の2階には、幼児から小学生の子供が木のおもちゃで遊んだり、キッズアスレチックで体を動かしたりできる、こどものひろばが設置されています。また、その向かい側にはお弁当などの飲食物を持ち込むことのできる人工芝のピクニックコーナーも設置されています。設置されている遊具等には特段、危険なものはないと考えていますが、けがや事故があることを想定しておかないといけないと思っています。市が設置の瑕疵や管理の瑕疵を問われることがないように、次のことをお伺いいたします。

乳幼児はよく、おもちゃなどをなめたり口に入れたりします。ピクニックコーナーなどで飲食物をこぼすことも考えられますが、遊具、おもちゃなどの消毒、こぼした場合の対策など、どのようなことを考えているのかお知らせください。

次に子供は大人が予期しないような遊び方をすることがあります。けがにつながる危険な遊びや遊び方を防ぐにはどのような対策をするのか、保護者等に対する対策も併せてお知らせください。答弁をお願いいたします。

(3) 雪対策についてお尋ねをいたします。

今年の冬は昨年に続き大雪に悩まされた冬でもありました。「よみまる」敷地内の駐車場は、雪が山と積まれ駐車場の面積を狭めていました。また、施設周辺の道路も雪が多く車の対向が出来ないときもあり、「よみまる」への進入口が分からないほどでした。

特に遊び場の少ない冬は、市内外から多くの方が訪れることが考えられます。施設敷地内駐車場や周辺道路の確保について、どのような雪対策を考えているのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（工藤貴弘） 齋藤律子議員の御質問にお答えする前に、齋藤律子議員にとって、私が首長として5人目ということであり、大変光栄に思っております。

齋藤律子議員はこれまでの議会活動において、女性として、母として、そしてもちろん政治家として、様々な声を拾い上げて議会に届けてきたと思います。

私としても様々な立場、考え方、齋藤律子議員の言葉をお借りすれば、価値観などということがございますが、いずれにしてもですね、私は首長として、議会の皆様そして市民の皆様へ御理解を頂けるように、丁寧な説明を心がけていきたいと思っております。

令和8年3月20日開館の「よみまる」についての御質問は、担当部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 私からは、まず、「よみまる」の集客方法についてお答えいたします。

平川市図書交流施設「よみまる」が、人が集い、にぎわいが生まれる施設となるためには、施設自体を多くの方に知ってもらい、気軽に利用してもらうことが重要であると考えております。

始めに、市民向けの周知方法としましては、2月16日発行の尾上つぼにわレター最終号を毎戸へ配布し、完成した施設の内部を紹介したところでございます。また、開館後に多くの方々に利用していただくため、施設パンフレットを作成し、昨日、開催した内覧会において見学者へ配付しております。参考までに、昨日の内覧会には、400人以上の方が訪れております。

次に、市民のみならず、市外の方を含めた周知方法につきましては、市ホームページへ施設の情報を掲載しているほか、令和7年12月からインスタグラムにより施設の情報を発信しております。インスタグラムでは、これまでに館内の様子や尾上つぼにわレターの内容を投稿しておりますが、引き続き、施設でのイベント開催情報などを投稿していくことで、「よみまる」の集客につなげていきたいと考えております。

次に、施設の安全管理についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、乳幼児がおもちゃをなめたり、口に入れたりすることも考えられますので、保護者が安心して子供を遊ばせられるよう、こどもひろばのおもちゃや床に抗菌加工を施すこととしております。このほか、やむを得ず口に入れたおもちゃは専用の箱へ入れてもらい、消毒後に次の利用者へ提供することや、消毒、乾燥のため1日おきにおもちゃを入れ替えるなどの衛生対策も実施してまいります。

また、こどもひろばでは飲食ができませんが、向かい側のピクニックコーナーや1階の交流スペースでは、お弁当などの飲食を可能としております。テーブルが汚れたときなどのために、各コーナーには新しい布巾と使用済みの布巾入れを用意いたしますが、飲食物をこぼした場合は、速やかに職員へお知らせいただくよう、館内掲示により周知してまいります。

次に、子供のけが防止のための安全対策につきましては、こどもひろばの利用は保護者同伴とするなどのルールを設け、こどもひろばに掲示しながら、保護者の見守りにより、子供たちの思わぬ事故を防ぎたいと考えております。

開館後は、市外からの利用者も多く見込まれるため、今後、市ホームページやSNSで周知するほか、館内にも掲示してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子） 私からは、雪対策についてお答えをいたします。

まず、「よみまる」敷地内駐車場につきましては、降雪状況や施設の貸館状況を確認しながら、適宜除排雪を行い、利用者の駐車スペースを確保いたします。

次に、「よみまる」周辺の道路の雪対策については、「よみまる」を訪れる方はもちろん、周辺を通る方が通行に支障を来さぬよう、今後も建設課と情報共有を図りながら連携し、対応してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 昨日の内覧会の参加者が午前は300人だと聞いておりましたが、400人以上だということで、この先を考えたらちょっと安心しています。

大変関心があるようで、私もこの施設の安全管理なんかについて、参加者から昨日メールをもらったり、直接会った方から、いろいろ意見を寄せていただきました。その中で、ピクニックコーナーなのです。今、教育委員会事務局長がおっしゃったように、様々な安全対策は考えているようですが、このピクニックコーナーが人工芝なわけです。

それはやっぱり、水分の多いものをこぼすと、表面上は見えない。カビたりするので、ということでそこは大変こう、何人かからこぼしたら大変だよねっていう。人工芝も、一度張ったものはそう何回も気軽に取り替えることもできないので、こういう対策どうするんだろうかということは、こちらから聞いたわけでないですが、自然にそういうことが出てきました。

そういうことでまず、テーブルの汚れは布巾で対応する。そして、人工芝などにこぼした場合は、それは職員にお願いをするということなわけですが、やはり表示なんかも必要ではないかなと思っています。そういう表示がちゃんとささってれば、どこにいる職員、そういうことで具体的に表示をすれば、それはそれでまた、なると思いますが。

1番はやっぱり事故、けがとかそういう場合が、市側の設置管理する、そういう瑕疵が問われる。全国を見ても、そう昭和の遊具と違って危ないものはないんですが、思いもよらないことが起きるかもしれませんので、それだけはやはり、瑕疵が問われないように安全管理とかはしっかりしていただきたいと思います。

そういうことで、例えば人工芝にシートを持ってくるとか、よかったら。最初はそれなかなか大変ですが、子供がいる方には大変厳しい方もいて、親がやっぱりそういうのを想定しているから、ちゃんとシートとかそういうのは持ってくるものだという方もおりましたので、できればそういう、利用の場合はシートなど持ってきてもらったらいいのではと。そういうところ細かいんですが、何とか安全管理、よろしくお願ひしたいと思います。

昨日内覧会で出た声などは、ちょっと拾っておりますでしょうか。もし拾ってしましたら、お願いします。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 当日お渡しした資料の裏面にですね、意見を書いて出させていただくような仕組みで先日行っておりました。その意見の集約についてはまだまとめておりませんので、私中身見てませんが、私も昨日、一般の人に紛れてお客様の声をこっそりこう聞いて歩いたんですけども、いずれも好意的な感想を持っていらっしゃるようで、今後、齋藤律子議員言われたように思いがけない事故などを起きないような職員の配置ですとか、そういう仕組みづくりに検討してまいりたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） それでは、2番目の質問に移ります。2番目の質問は、令和7年第4回定例会の一般質問でも取り上げました、2 生活扶助基準改定に関する最高裁判決の対応について。

(1) 給付対象者への追加給付について、お尋ねをいたします。何のことかとよく分からない方もいるのではないかと思います、少し補足をします。

国は平成25年～平成27年にかけて最大10%の史上最大規模の生活基準引下げを行いました。約1,000人以上の受給者が生存権を脅かす違法・違憲な引下げだとし、国や自治体に対し全国29地裁31件で減額取消しを求めた全国訴訟です。

いのちのとりで裁判と言われ、十数年争われてきました。昨年の令和7年6月27日に最高裁判決が出て、平成25年当時の生活保護費減額に係る決定が違法であると確定し、取り消すようにとの判決で、原告側が勝訴しました。歴史的な裁判となっています。

先月2月10日、生活保護行政に関わる平川市の説明によりますと、国は平成25年度の平均4.78%の生活保護基準の引下げを取り消し、新たに減額幅を2.49%とし、差額分2.29%について追加給付をする方針だという説明がありました。

当市の給付対象となる生活保護費は、平成25年8月から平成30年9月までの間の生活扶助費及び平成30年9月以降の一部の加算が対象となることから、平成25年8月以降生

活扶助費等の支給を受けた世帯が、今回の追加給付の対象となるとのことでした。

生活保護受給世帯363世帯、これ平川市ですが、保護廃止世帯が推定で340世帯あるという説明でした。

現在、保護受給中の世帯は申請等は不要で、早ければ令和8年5月支給日で追加支給を行うということです。その期間の減らされた分を追加支給とするということです。問題は保護廃止世帯は、当時保護を受けていた福祉事務所への申請が必要で、保護廃止後の転居先の把握が困難であるとして、給付対象者への申請勧奨は主に国が実施する予定との説明を受けました。

現在も保護を受給している世帯については、現在の保護費に追加で支給する方針であり、特に手続を必要としないとのこと。現在保護を受けていない対象世帯については申請等が必要だと、こういう説明になっています。廃止世帯の申請等の案内は、国が先ほども言いましたように行うとのことですが、現在も平川市に在住するなど、居住地の把握が可能である世帯へ、市で独自に申請勧奨を行うことができないか伺いいたします。以上答弁をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（工藤貴弘） 生活扶助基準改定に関する最高裁判決の対応についての御質問については、健康福祉部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤 崇） 今回の追加給付の対象者のうち、生活保護廃止となっている世帯への申請案内の方法についてお答えいたします。

国より示されている対象者への周知方法は、国が主となりホームページや各種広報媒体で実施することとされており、個別の通知については各福祉事務所に対して実施を求められておりません。

当市においては、当時の生活保護廃止者のデータを保管していますので対象者については特定しておりますが、現在の居住地等の情報は把握することができません。

これは、生活保護受給者の居住地や収入の状況等のような、生活保護の決定に必要な情報については生活保護法の規定により調査が可能となっておりますが、現在生活保護を受けていない方に対しては、そういった居住地等の調査の権限がないためであり、個別に通知することは法律の規定上難しい状況にあります。

今後、国から広報紙等の掲載依頼を行う予定との情報がありますので、その際には対象者に広く周知されるよう協力してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 保護の決定をする場合は、それはいろいろ調査をして、行うということですね。だけども、今受けてない、保護を廃止している場合は、国でやるんだと。市ではやらないってということですね。

すると国がホームページなどでやると、それだと、市の広報には載せられるんですか。答弁をお願いします。

○議長（石田隆芳議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐藤 崇） 市の広報紙についてですけども、市内にいる保護が廃止された方向けの周知として市の広報紙に載せるというやり方は可能ですので、そちらの

ほうは対応してまいりたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 一つはちょっと安心しました、ここから出ていく、隣の市へ行く、それから県外行く方もたくさんあると思います。子供のところに行ったり、そういうこともあると思いますが、やはり丁寧に教えていただきたい。まず、調べれば分かるんですけども、同意を得ていないっていうことですよ。同意っていうか、決定をする前はいろいろもう、親、子、離婚した夫でも、音信不通であっても何か探し出して、いろいろあれですね、仲の悪い親子とか兄弟とか、それを拒否したいと思っても、それはもう市が決定をする場合に必要だからと言って。そして同意はしたくないけど、仕方なく、生活をするために同意をする。そういうのでやってきたんですが、ここはやっぱりちょっと不親切じゃないか。また膨大な数に上るので、それは分かりますが、やはり私も心当たりのある方が複数おります。

だから、それが分かれば、対象者になるんだよと、かなり古いことですので忘れている方もおりますし、そこをちゃんと。本当はやっぱり元気でいられる方には教えてあげたいと思うんですが、広報には載せるということですので。ちょっと、国には逆らえないというのでしょうか。このままやるのでしょうかね。だけど、やっぱりこう親切にして、皆さんに教えていただきたいと思います。

これ以上、いろいろなかなか言っても、これが覆るってことはないんですがやはり、広報とかも、分かりやすく何回も、期間があると思うんですが、教えてほしいと思います。そのことをお願いしておきます。

立ったままですが、それでは3番目の質問に移ります。

3番目の質問は平賀駅周辺まちづくり基本構想について、(1)背景と目的について、お尋ねをいたします。

先月の2月10日に開催された議案説明会において、平賀駅周辺まちづくり基本構想の案について説明がありました。総務部長が説明してくれました。平賀駅周辺エリアでは町村合併前、駅前通りの拡幅や駅前広場の整備などが行われ、旧平賀町時代です。合併後は無電柱化などが行われてきたものの少子高齢化、人口減少、公共交通の利用者減少や商店の撤退などにより空店舗が増え、人々の往来が少なくなり現在に至っています。

案の背景と目的には住み続けたいまち、訪れたいまちの再生とあります。住み続けたいまちとは、これは市民向けだと思います。訪れたいまち、これは市民プラス市民以外も含まれると思いますが、再生を目指すとあります。未利用地や公有地の利活用もうたっています。基本構想の策定に至った背景と目的を改めてお知らせください。漠然となりますが案なので、だけど案でもそのまま意見を言わないことにはなりませんので、大変漠然とした質問になりますが、答弁をお願いいたします。

(2)まちづくりの課題についてお尋ねいたします。

基本構想の案では、平賀駅周辺の現状と求められるまちづくりの課題として、次の6項目が挙げられています。

その課題1は、新たな交流拠点・緑の拠点の形成。緑というと、中央公園などをすぐ思い浮かべます。課題2日常的なにぎわいづくり、課題3にぎわいネットワークの構築、課題4モビリティ・システムの導入、課題5地域分断の解消、課題6コンテンツの開発

と人材の育成、いろいろ片仮名も使われていて分からないことも多いかと思えます。

以上6つの項目は基本構想における方向性を決めるに当たって重要な出発点であると考えますが、これらを決定するに至った根拠や理由をお知らせください。

(3) 中央公園を生かしたまちづくりについて、お尋ねをいたします。

基本構想の案では、3つのゾーンとストリートがつながり、そこにイベントや人材が関わることによって相乗的なにぎわいが創出されることを将来像としております。中でも中央公園ゾーンはまちづくりの核として、位置づけられています。

中央公園はすばらしい公園ではありますが、駅前通りから見通しが悪い点や猛暑の対策や冬場における積雪、駐車場の確保などの課題があり、それらの解消が必要ではないかと考えています。

そこで、中央公園周辺は現時点でどのような方向性としているのかお知らせください。答弁をお願いいたします。漠然とした質問ですが、よろしくお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（工藤貴弘） 齋藤律子議員の御質問に対して、お答えいたします。

平賀駅周辺まちづくり基本構想についての御質問について、平賀駅周辺は、市役所や図書館、平川市文化センター、中央公園などが集積する当市の中心的エリアであり、暮らし・文化・行政が重なる大変重要な地域であります。

しかしながら、議員御指摘のとおり、人口減少や少子高齢化の進行により、かつてのにぎわいを単純に取り戻すことは容易ではありません。また、商工会館跡地をはじめ、さらなる活用が可能と考えられる公有地の点在や、平賀駅による東西の地域分断といった構造上の課題も認識しております。

こうした現状を踏まえ、本構想では、市民の日常の暮らしを豊かにする生活の質の向上に重点を置いた次世代型のまちづくりを目指しております。その中心となる考え方がPARK LIFEというコンセプトであり、誰もが安心して立ち寄り、ゆったり過ごすことができる公園のような心地よい空間をまちなか全体に広げることを目指すものであります。

この理念のもと、3 ZONE 1 STREET+という空間構造を描き、公園・駅前・市役所周辺、そして駅前通りが有機的につながることで、日常の暮らしの豊かさを実感できるまちへ再生することを目的として、本構想を策定したものであります。

次に、本構想における6つの課題についてであります。これらの課題は、平賀駅周辺の概況や市民意識調査、さらには市民ワークショップや若手職員ワーキングでの意見などを総合的に整理し、導き出したものであります。

まず、現地調査や統計データ、文献収集等を行って整理した平賀駅周辺の概況としては、市の人口の約2割が集まるエリアでありながらも、若い世代が日常的に訪れる場所が乏しいこと。昼間のにぎわいが限定的であり、休日には平日より人通りが少ないこと。無電柱化された駅前通りは歩きやすい環境でありながら、歩行者の滞在を促す仕掛けが十分ではないこと。そして平賀駅を挟んで東西の地域が分断されていること、などが確認されました。

また、今年度実施した市民意識調査では、商業施設や飲食店、子供の屋内遊び場、交通アクセスや駐車場への要望が多く、日常生活の利便性を高めるニーズが多数寄せ

られました。

さらに、市民ワークショップや若手職員ワーキングでは、中央公園やふらっと広場を活用した交流空間づくり、平賀駅のゲート機能の強化、歩行者ネットワークの充実、回遊性を向上する仕掛けの必要性など、多くの意見が出されました。

これらの視点を重ね合わせ、整理した結果、平賀駅周辺におけるまちづくりの課題として、新たな交流拠点・緑の拠点の形成、日常的なにぎわいづくり、にぎわいネットワークの構築、モビリティ・システムの導入、地域分断の解消、コンテンツの開発と人材育成の6つを設定いたしました。これら6つの課題は、住民の暮らしを豊かにするPARK LIFEを実現する上で、最も重要な起点となるものであり、本構想の方向性を決める基盤となっております。

次に、中央公園についてお答えします。中央公園については、本構想においてまちづくりの核として機能することを期待しており、中央公園をパーク・ゾーンとして最も重要なエリアに位置づけております。

中央公園は、緑豊かな北側エリアと駅前通りに面した南側エリアという多様な空間を持ち、PARK LIFEの理念をまちなかに広げる起点となる、本市にとって大変重要な資産であります。

中央公園周辺はどのような方向性としているのかとの御質問ですが、まず、パーク・ゾーンでは3つの基本目標を掲げております。

第1に、心と体を休めるリラクゼーション機能の提供。第2に、遊び・交流・運動を楽しむレクリエーション機能の提供。第3に、人々が交流し、滞在を促すコミュニティハブ機能の提供であります。

次に、現時点における取組の方向性としては、散策路や滞在空間の改善、季節を問わず利用できるレジャー・スポーツ施設の整備、イベントや交流を生み出す広場づくりなどが市民意見として挙げられております。

市としましては、議員から御指摘のあった、駅前通りからの視認性の課題に加え、猛暑や積雪への対応、駐車場の在り方などの課題を認識しており、これらを踏まえて来年度以降、具体化の検討を進める予定であります。今後、中央公園を含めたパーク・ゾーンが、毎日使いたくなる拠点へと生まれ変わり、公園を起点に心地よさがまちなか全体へ広がっていくよう、本構想に基づき段階的に取り組んでまいります。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） 膨大な、そして、大きな構想であります。PARK LIFE、公園を中心とした暮らし、簡単に自分で訳しておりますが、次世代型のまちづくりということです。

なぜにぎわいが失われたか。ずっと私も平賀駅から弘南鉄道で学校に通ったものとして思い出してみれば、やっぱり当時は映画館もあったし、本屋さんもあったし、食堂もあったし、履物屋さんもあったし、洋品店もあったし、喫茶店もあったし、何かそこに来れば自分が欲していることが満たされる、そんなところでみんなが集まってくるころだったと思います。

それは時代のいろんな背景があって、それがやっぱり失われていくことにもなりましてけれども、今それを考えると、そんな大きくなって、何かそういうことで、集客が

できるのでないか、足を運んでもらえるのではないかなど、こう思っています私は。

ただ、次世代でいいのでしょうか。今、朝に一番遭遇するのは、もう足を引きずりながらリュックサックを背負って、そして自転車にいっぱい買物袋を下げてよたよたとして歩いている私たちの上の世代。すごく遭遇します。それはやっぱり買物に自分の足で行っているわけですね。

そういうことからすると、買物するところが遠い。そういうので、あの辺にはスーパーがなくなってから、もう、ますますその駅に向かう足が途絶えたとも思っています。私たちもスーパーがあったときは寄ってみたりするんですが、今はほとんど行きません。行かなくなりました。

そういうことからして市民のニーズがどこにあるのか、それをやっぱり考えないといけないんじゃないかなと思います。いろいろな職員の若手職員からとかいろいろ集めて専門家とか話は聞いているかもしれませんが、やはりそういう方たちが何を欲しているのか、そういうことを。

昔は娯楽って言えば映画館とか書籍。でも現在見ても、やっぱり食堂が閉店したり、いろいろ今現在のことを見ても、そういうのが出てきてますね。ですから、これからのもちろんニーズに合った若い人たちに好まれるような、そういうことも必要です。だけれども、もっともっとやっぱりそこら辺考えていかなきゃいけないのかなど。

モビリティって言ったら何のことでしょうと思うと、これはいろんな、総称で自転車、自動車も入りますが、キックボードとかそういうものを使って移動するわけですね、自分の好きなところへ。

すると、今の構想は半径1キロメートルになります。直径にしたら2キロメートルです。これはやっぱり移動手段としては何かこういうものがなければ移動できないんです。平川市文化センター、それからひらかわドリームアリーナ、ああいうところも遠いですね、足で行くのは大変だとなれば、そういう、自転車、貸自転車、キックボード、そういうのも必要だなと、こう発想が出てくるわけですね。

だけど、そうでなくて、そんな1日にそっちにもこっちにも行くっていうのはあまり考えられないと思いますが、そういうところからして2キロメートルの範囲を限定してることでもまたちょっと。何かもっと毎日の暮らしを考えると、2キロメートルかなとも思います。

それからにぎわいネットワークの構築。市役所中心が、1番やっぱりこのとおり市役所に来る。これはもういろんな、税金の申告から何から手続から来ることがあるし、金融機関があるし、医療機関もあるし、それはそれでここへ集まってきますね。

じゃあそのほか足りないものは何かということをやったり、考えていかなくちゃいけないんじゃないかなど。

もう一つは地域分断の解消。これどういうことかと思いましたが、これは尾上地域、平賀地域、碓ヶ関地域のことかなと思ったんですが、東西、電車の線路を境にして、東西なんですね。分断してるのは、この発想からいけば線路ということになります。

線路を行き来するっていうのは線路の下に穴を掘ってトンネルで行き来するか、橋をかけて上を歩くか、そういう発想にもなるんですが、さあこれはまたどういうものでしょうか。

私はちょっと全国で東西自由通路などといって、トンネルで渡ったりいろいろしてませんが、これでそういう解消がなされるとは思っていないんです。

もっと平川市に必要なもの。それをやっぱりもう少しこう、考えていく。何が足りないのかということで考えていく。

これは冬は雪、猛暑もそうです。あそこは、駅まで歩かせたいと思っても、猛暑で大変。ところどころに休まるような、ミストがあってもいいんじゃないか。それから公園造っても冬に雪で閉ざされてる公園はナンセンスです。

そういうことを考えて、もう少し課題をもっと濃密にしてく、狭めていくっていうことにもなるかもしれませんが、そういうことも必要ではないですか。どうですか。いかがですか、説明者。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） 今、議員のほうから様々な御提案なり御指摘がございました。現在ですね、構想という段階でございますので、プロジェクトの考え方、方向性を今、考える段階でございまして、大まかなその大綱的なものを、今回、構想で整理しております。

今後はですね、来年度以降、基本計画なるものに着手していきますので、基本計画の中では実現可能な計画として具体化する段階になりますので、例えば形であったり、数字あるいはスケジュール、そういったところを今後、基本計画の中で落とし込んでまいりますので、先ほど御提案のあった件も含めてですね、反映させていければいいなというふうに思っております。

○議長（石田隆芳議員） 齋藤律子議員。

○16番（齋藤律子議員） やっぱりこの計画を成功させるには、「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」、これ私、とても好きです。

しかし、現在考えると、もうあふれる笑顔をしている人はどのくらいいるのでしょうか。作り笑いをしてもなかなか笑顔が出てこない。暮らし輝く、本当にみんなそれぞれ輝いているのでしょうか。

そういうことを考えるとやっぱり、ここに根差した、第1次産業、第2次産業も第3次産業もあるんですが、それが活性化しないと、やはりそういう「あふれる笑顔 暮らし輝く 平川市」にはならないと思っています。

そういうことで、目的に沿った、課題に沿った、こういうことをどうやって具体化していくかというよりも、やはり根底にある産業、市を支える産業をやっぱり、活性化したいっていただきたいと、そこに尽きるとしています。

そういうことで、これはこの場では決まりませんので、今回はこれぐらいにして、質問を終わりたいと思います。あと休憩時間を含めて、次の質問者に1時間たっぷりの質問時間を与えることから、これで終わります。ありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員） 16番、齋藤律子議員の一般質問は終了しました。

午前11時まで休憩とします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第6席、5番、葛西勇人議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（葛西勇人議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員の一般質問を許可します。

○5番（葛西勇人議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきました、第6席、議席番号5番、市政公明の葛西勇人でございます。

それでは、あらかじめ通告いたしました内容に基づきまして、一問一答方式にて質問を進めてまいります。

なお、両面6ページの資料を配付させていただきました。また、私のホームページにも資料をアップしておりますので、検索をして、御参照いただきたいと思います。また、齋藤律子議員より御配慮いただきましたので、1時間たっぷり議論をさせていただきたいと思います。

質問に入る前に、昨年10月に中畑一二美議員と東奥義塾ICT教育フォーラム2025に参加し、授業支援クラウドサービス、ロイロノート・スクールを活用したICT教育の実践を見学してまいりました。ロイロノート・スクールとは、資料の送受信や提出物の管理、思考整理、カード形式で発表を行うことができるツールで、児童生徒が互いの意見を共有しながら学びを深める協働的、主体的な学び、いわゆるアクティブ・ラーニングを効果的に実現できるものであります。その授業内容は本当にすばらしいものであります。

一方、本市においては、同様の機能を持つ授業支援ソフト、ミライシードが導入されておりますが、現状では主にAIドリルとしての活用にとどまり、授業の中で、必ずしも十分に活用されているとは言えない状況であると伺っております。

その理由として、教育委員会あるいは学校としての活用方針が必ずしも明確でないことや、教員のICT活用経験の差などが影響しているものと考えられます。

教育委員会には、ミライシードを活用した学びの方向性を明確に示すとともに、教員研修や実践事例の共有などを通じて、市内の小・中学校全体で、ミライシードを活用した授業に取り組んでいただくことをお願い申し上げ、これより一般質問に入らせていただきます。

1 公共施設改修における変更契約の課題と改善提案について質問します。

資料1を御覧ください。過去5年間に当市で実施された公共施設の大規模改修や解体工事では、多くの案件で変更契約が行われております。詳細については、後ほど資料3、資料4を御覧ください。

変更内容を見ますと、クラック補修数量の増加、劣化配管の変更、産業廃棄物処理量の変更、設備や備品の追加など、様々な変更が確認されております。

これらの要因としては、老朽化や劣化調査不足と思われるもの、設計段階で詰め切れていなかったもの、機能向上や利便性向上を目的とした追加、そして数量精査による増減などが考えられます。

そこでお伺いいたします。（1）変更契約の類型について。本市において、変更契約の

内容を不可避の変更と設計段階で回避可能であった変更といった観点で分類、分析したことはあるのか、お知らせください。

次に、(2) 組織体制の課題について。設計変更の内容を見ると、学校、温泉施設、庁舎、道の駅など、施設の種類に関係なく同様の傾向が見られます。これは個別案件の問題というよりも、組織的・構造的な課題ではないかと考えます。

現在、当市では改修工事の設計や監督を各所管部署が担っておりますが、技術的な審査体制はどのようになっているのか、お知らせください。

最後に、(3) 改善提案について。私は、変更契約そのものを否定するものではありません。しかし、変更契約の常態化、判断基準の不明確さ、市民への説明責任といった点は、今後の課題であると考えます。

そこで、次の6点を提案いたします。資料2を御覧ください。

①クラックの全数調査や配管の内視鏡確認など、設計前調査基準を明確化すること、②変更契約が可能なものとそうでないものを整理した変更契約ガイドラインを策定すること、③一定額以上の変更に対する技術審査制度を導入すること、④過去5年間の変更契約について、不可避の変更と設計段階で回避可能であった変更といった観点で類型別に整理し、分析と公表を行うこと、⑤変更契約発生率などのKPI、すなわち目標指標を設定すること、⑥これらの改善を実効性あるものとするため、建設部による横断的な専門チェック体制を構築すること、以上について、制度的な見直しを行う考えはあるのか、当市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 市長、答弁願います。

○市長（工藤貴弘） 葛西勇人議員御質問の、公共施設改修における変更契約に関しましては、財政部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（一戸昭彦） 議員御質問の変更契約の類型について、お答えいたします。不可避の変更と設計段階で回避可能であった変更との明確な分類及び統計的分析につきましては、現時点において体系的に区分した形での集計は行っておりません。

現在は、工事ごとに一体的な施工の必要性や経済性などを見極めつつ、工事請負契約標準約款に基づき、設計図書の変更の対象とするか否かを判断しております。

次に、技術的審査体制について、お答えいたします。

当市は、各施設を所管する担当部署が主体となり、設計業務の委託発注、内容確認、施工管理を行っております。

このうち、設計段階におきまして委託業者から提出される成果品につきましては、所管課職員が内容を確認するとともに、必要に応じて建設部と協議を行い、積算内容や仕様様の妥当性について、技術面での確認を行っております。

また、改修工事の施工段階におきましては、所管課からの依頼を受けて建設部の職員が毎月の定例会に同席し、技術的事項について助言を行うなど、連携を図りながら施工管理を実施しております。

次に、改善提案について、お答えいたします。

御提案いただいた設計前調査基準の明文化、一定額以上の変更に対する技術審査会の導入、過去5年間の変更契約を類型別に分析、公表、KPIの導入の4点につきまして

は、現時点において取り組むことは考えておりません。

変更契約ガイドラインの策定につきましては、市独自のガイドラインは策定しておりませんが、県において平成28年に策定した工事請負契約における設計変更ガイドラインがございます。当市は、これまでも県のガイドラインを準拠し変更契約事務を進めているところであり、引き続き、県のガイドラインに基づき変更理由の妥当性を判断していきたいと思っております。

また、建設部による横断的専門チェック体制の構築につきましては、技術職員の知見を全庁的に活用する体制整備は、構造的課題への対応として重要であると考えており、これまで以上に強化してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） それでは、再質問をさせていただきます。

(1) について、変更契約の内容を見ると、特に多いのが、クラック補修数量の増、床下モルタルの浮き、地下ピット内の劣化配管、アスベストの追加確認、産業廃棄物量の変更などがあります。これらは、工事着手後に判明したと説明されておりますけれども、設計時に調査をより詳細に行うことで一定程度は予測できたのではないかと考えます。

そこで現在、当市において公共施設の改修設計を行う際の現況調査は、どのような基準に基づいて実施されているのか。またどこまで調査を行うのか、どの程度の調査を求めるのかといった、調査レベルを明文化した統一基準は存在するのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（一戸昭彦） 議員御指摘の内容につきましては、設計段階で可能な限り現況を把握することが重要であると認識しております。現在、当市における改修工事の設計前調査につきましては、国の基準・指針を基本として実施しております。

具体的には、国土交通省が定める建築改修工事監理指針、公共建築改修工事標準仕様書などを参考に、対象施設の劣化状況調査、仕上材の浮き・ひび割れ調査、設備機器の更新年次確認、図面との照合、必要に応じた部分解体や試験調査を行っております。

また、アスベストにつきましては、関係法令に基づき事前調査を実施し、分析調査が必要と判断される場合には専門機関による検体分析を行っております。

一方で、改修工事の特性上、解体後に初めて判明する躯体内部の劣化や埋設配管の損傷など、いわゆる不可視部分は設計段階では把握に限界がございます。一例で申しますと、例えば壁の内部の状況につきましては、設計段階で正確に把握しようとした場合、一度仕上げ材を撤去して内部を確認し、その後復旧を行う必要がございます。この作業には相当の手間と費用を要し、設計業務全体の経費増加につながることでございます。

このため、通常は、専門的知見を有する建築士がこれまでの経験や既存資料を踏まえ、合理的な想定のもとで設計を行うことが一般的でございます。その結果、実際の工事着手後に現況との相違が判明し、設計変更が生じることは、改修工事においては一定程度避けられないものでございます。

なお、設計者の知識や経験が豊富であるほど、想定を高めることが可能であることから、当市におきましては、改修工事等の設計業務につきましては、一級建築士が在籍する設計事務所に委託しているところでございます。

当市においては、独自の詳細な現況調査基準や調査レベルを明文化した基準は作成しておりませんが、今後も、国の基準に準拠しながら各施設の特性に応じ調査を実施し、設計精度の向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 私自身も変更契約については否定はしないんですけれども、変更契約の内容を見てもみますと、先ほどちょっと答弁にもありましたけれども、一級建築士が調査を行っているにもかかわらず、建物内部の状況に関わる変更が比較的多いように私は感じています。

ですから、調査方法や範囲などについては、最新の知見を踏まえた工夫の余地は、あるのではないかと考えます。

また、所管部署ごとによって調査レベルにばらつきが生じているのではないかとこのところも私気になるところでございます。

やはりこうした課題を解消するためには、国の基準を参考にするっていうのもありますけれども、やはり当市として統一した調査基準やレベルを明確にして、調査精度の向上につなげていくべきだと私は考えます。

次に、変更契約の内容を見ますと、大型スクリーン設置、電気錠設置、職員室拡張、シングルレバー水栓への変更などが確認されております。これは施設の機能向上や利便性向上を目的とした内容であり、本来であれば設計段階で検討し、決定すべき事項ではなかったかと考えます。

そこでこのような機能向上を目的とした追加工事を変更契約として処理することについて、当市ではどのような法的整理のもとで判断しているのか。また、変更契約で対応できる範囲について内部で明確な基準はあるのか、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（一戸昭彦） 議員御指摘のとおり、大型スクリーンの設置などの変更などは、施設機能の向上を目的とする内容であり、本来は設計段階で十分に検討し決定すべき事項であるとの御指摘は、真摯に受け止めております。

変更契約の法的整理につきましては、地方公共団体の契約は、地方自治法、地方自治法施行令に基づき適正に執行する必要がございます。

同法において、契約の締結に当たり、公正性・競争性・透明性を確保することが求められており、当初契約の目的や内容と実質的同一性を保つ範囲内での変更であることが重要な判断基準となります。

工事請負契約における変更契約は、設計図書と現場条件の不一致、予見困難な事由の発生、安全確保上やむを得ない措置など、当初契約の範囲内で合理性が認められる場合に限り許容されるものと整理しております。

一方で、機能向上を主目的とする追加工事につきましては、当初工事の目的との関連性や独立した事業として分離可能かどうか、競争性を阻害しないか、経済性・工期・安全性の観点から一体施工の合理性があるかを総合的に検討し、実質的に別工事と評価される場合には、変更契約ではなく別途発注とすべきものと認識しております。

今後も、法令の趣旨を踏まえ、契約の適正性・透明性の確保に努めてまいります。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 次に（2）についてですが、工事の変更契約は契約額の増減や工事内容の変更を伴うものであり、適正な判断とチェック体制が重要であると考えます。

そこで変更契約の妥当性を判断するための内部審査基準は定められているのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（一戸昭彦） 御質問の変更契約の内部審査基準につきましては、現時点では特定の内部審査基準を設けておりません。大前提として、本工事において一体的な施工が必要か否かを基準に合理性や公正性、透明性を踏まえて変更契約の可否を総合的に判断しております。

また、国や県の運用におきましても、変更契約金額がおおむね30%を超える場合には、別契約することが望ましいとされております。この考え方に準拠し、変更金額が30%を超える場合には、特に別契約とできないかどうかを慎重に判断しているところであります。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 次に、建設部は当市の技術部門であり、工事内容の妥当性や技術的なチェックを行う役割も重要であると考えます。

そこで建設部は設計内容や変更契約の判断をどの段階で関与しているのか。また、技術的な確認や審査を行う仕組みはあるのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（一戸昭彦） 当市における公共工事の実施に当たりましては、事業の所管課と建設部がそれぞれの役割を分担しながら進めております。

まず、施設の機能や運用に関する方針の決定につきましては、事業の所管課が主体となって整理しております。一方、設計内容の技術的妥当性、積算内容の精査、施工方法の合理性、安全性の確認など、専門的・技術的判断を要する事項につきましては、建設部が技術的立場から関与し連携しております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 確かに連携してやっているという答弁でございますけれども、今回のちょっとと案件ではありませんけれども、以前、ある集会所で、玄関先の雨漏りがひどいということで、当初は所管部署が原因調査を行っていたものの、数年間解消に至らなかった事例がありました。

しかしその後、建設部に担当が変わった途端、短期間で原因が特定され問題が解消されたと伺っています。

この事例を見ますと、所管部署と建設部との連携体制及び技術的な連携が必ずしも十分に機能していないのではないかと私は強く考えています。私は今回の課題の一因はここにあるのではないかとというふうに考えているところでございます。

次に（3）について、改善提案した制度は、変更契約の透明性を高め、市民への説明責任を果たしていく上で重要な取組であると考えております。

そこで、現時点で導入が難しいと考えているものがあるのであれば、その理由をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○財政部長（一戸昭彦） 御提案いただいた各制度につきまして、実施しない理由についてお答えします。

まず、設計前調査基準の明文化につきましては、特に建築物の改修工事については、建築年数、構造形式、改修履歴、劣化の進行状況などが違い、一律の詳細な調査基準を定めることが難しいと認識しております。建物の改修設計については、これまでも建築士等の専門家の意見を聞きながら、効果的かつ経済的で必要な調査を実施しており、今後においてもこれまで同様に個別案件ごとに必要な調査を実施していきたいと考えております。

次に、一定額以上の変更に対する技術審査会の導入につきましては、専門的見地からの客観的確認は有効であると考えます。しかしながら、変更契約は工事の進行に合わせて迅速に対応するケースが多く、審査会を挟むことで、工事が遅延し供用開始時期に影響を及ぼすことが懸念されます。

また、審査会を運用するためには各分野の専門家の人員確保などの課題もございます。これらの理由から、現在のところ技術審査会の導入は考えておりません。

3点目の、過去5年間の変更契約の類型別分析と公表につきましては、相当の事務負担を要することに加え、変更理由が複合的であるため単純な分類では実態を正確に反映できない懸念がございます。このため、現時点では、類型別に分析したものを公表することは考えておりません。まずは、内部でのガイドラインの徹底に加え、専門部局との横断的な連携を強化し、変更理由の妥当性について共通認識を確立した上で、説明責任を果たせるように努めてまいります。

4点目のK P Iの導入につきましてお答えします。改修工事は、その性格上、既存施設の状況を前提とするため、事前調査を行っても、なお不確定な条件が残り、設計段階では想定し得なかった事象により設計変更が生じることがございます。

このため、一定程度の変更契約は制度上予定されているものであります。このような特性を踏まえ、議員御提案のように、変更契約の発生件数の抑制等を指標とするK P Iを導入した場合、変更契約数を減らすという数値目標の達成が目的化し、必要な変更をためらうことにつながりかねず、結果として変更契約の適正な運用や公共工事の品質確保に影響を及ぼすおそれがあると考えております。したがって、現時点においてK P Iを導入することは考えておりません。

なお、変更契約の適正性の確保につきましては、国の運用や県のガイドラインに準拠し、変更契約金額がおおむね30%を超える場合には、施工の一体性や契約の同一性が維持されているかどうかについて、慎重に判断してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 1つ目の設計前調査基準の明確化につきましては、先ほど述べましたとおり私は明文化すべきだと考えます。

ところで6つ目の建設部による横断的チェック体制の構築についてですが、これまでに以上に強化するとの内容でした。先ほどのある集会所の事例もあります。具体的にどのように強化されるのか、分かる範囲で教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 財政部長。

○**財政部長（一戸昭彦）** 具体的にということですがけれども、建設部との連携ですけれども、例えば今年度で申しますと、依頼のあった件数は27件。こういったあと業務委託契約は工事にかかるものとかあるんですけども、例えば委託であれば全ての発注仕様書の作成支援などを行っており、工事に係るものであれば、調整や書類の確認。あと現場へ実際出向いての打合せなど参加しており、建築住宅課とのそういった連絡を密にしているので、具体的にどうのというよりもやっぱり、特に現場に行つてとか、両者がそういった機会を増やしてという、そういった形になろうかと思えます。

○**議長（石田隆芳議員）** 葛西勇人議員。

○**5番（葛西勇人議員）** 所管部署とのコミュニケーションをよりよくするということが捉えられました。

実は先進事例ではですね、資料2にもありますけれども、改修工事は原則として建設部が実施主体となっている自治体もあります。私はそのほうがよいのではないかと考えておりますけれども、今後調査検討して、また提案したいと思えます。

最後に、公共施設の改修工事においては、変更契約が一定程度発生すること自体はやむを得ない面があることも理解しております。しかし一方で、変更金額が30%以内であれば何をやってもいいやという考えがもしあるのであれば、それは改めなければならないと思えます。

公共工事は、市民の大切な税金を使って実施されるものであり、その過程や判断について、市民に対して十分に説明できる合理的な仕組みを整えていくことが重要であります。

そのためにも私は事前調査の制度、設計段階での検討の充実、そして組織としての技術的チェック体制を整えることによって、未然に防ぐことができる変更も少なくないのではないかと考えております。

本日提案いたしました内容が、今後の制度改善や組織体制の見直しを検討する際の一つの材料となることを期待して、より一層透明性の高い公共事業の推進をお願い申し上げます。1の質問を終わります。

次に、2 平賀駅周辺中心市街地活性化の戦略的再構築について質問いたします。

先般、中心市街地活性化の先進自治体である八戸市を行政視察する機会をいただきました。その視察では、中心市街地活性化の取組から得られた重要な示唆として、次の5点が示されました。

まず、資料5を御覧ください。（1）中心市街地の位置づけ、すなわち、何の拠点とするのかという基本コンセプトを明確に共有することが重要であること。（2）公共施設は造ることより使われ続けることが重要であること。（3）公共投資が民間投資を呼び込む好循環を形成する視点が重要であること。

資料6を御覧ください。（4）取組が部門ごとに分断されず、権限と責任を持ったエリアマネジメントを担う専任体制を構築することが重要であること。（5）データに基づく取組と検証、そして成果の可視化が重要であること。

これらの視点は、現在検討されている平賀駅周辺まちづくり基本構想を考える上でも、大変重要な示唆であると考えております。

そこでお伺いいたします。まず、（1）コンセプトの妥当性について。平賀駅周辺ま

ちづくり基本構想案では、公園から始まる次世代型まちづくりというコンセプトのもと、駅周辺整備が検討されています。

しかし、八戸市の取組においては、中心市街地が都市全体の中でどのような役割を担うのか、いわゆる中心市街地の位置づけを明確にすることが重要であるとの説明がありました。

当市において、平賀駅周辺は、都市構造の中でどのような役割を担うエリアなのか。当市の中心市街地としてどのように位置づけになっているのか。また、その位置づけの中で、公園から始まるまちづくりというコンセプトはどのような妥当性を持つと考えているのか、この点が一番重要と私は考えます。

そこで、公園の整備により人が集まり、また、まちなかを回遊することで商業の売上や空き店舗の改善など、経済活動へ波及するのか、コンセプト設定の妥当性について当市の見解を伺います。

次に、(2) 日常利用の仕組みについて。中心市街地のにぎわいは、イベントによって一時的に生まれるものではなく、日常の中で人が集まり、滞在することによって形成されるものと考えます。八戸市においても、公共施設は整備することよりも使われ続けることが重要であると説明がありました。

そこで、本構想では、平賀駅周辺が平日でも自然に人が集まり、日常的に滞在する場所となるための仕組みをどのように考えているのか、お知らせください。

次に、(3) 冬季利用の仕組みについて。当市は積雪寒冷地であり、1年間の3分の1を占める冬期間の利用をどのように考えるかは非常に重要であります。屋外空間を中心とした整備の場合、冬期間の利用が限定される可能性も考えられます。

そこで、本構想では、冬期間においても人が自然に集まり、日常的に滞在できる空間とするための仕組みをどのように考えているのか、お知らせください。

次に、(4) 交通戦略について。中心市街地活性化を考える上では、交通戦略の設計が極めて重要であると考えます。

八戸市においては、データに基づき来訪者数や歩行者通行量などを把握し、施策を進めているとの説明がありました。

そこで、本構想において、想定している来訪者数やその交通手段別の内訳をどのように想定しているのか、お知らせください。

次に、(5) 推進体制について。中心市街地活性化は、都市計画、商工、観光、交通など、多くの分野にまたがる部署横断型の政策であります。これについて八戸市では、希少な事例ではあるが、中心市街地というエリアマネジメントを担う専任体制を構築したことが成功要因であったとの説明がありました。

そこで、本構想を推進するにあたり、エリアマネジメントを担う専任部署や推進体制を整備する考えはあるのか、お知らせください。

最後に、(6) 成果指標及びその活用について。中心市街地活性化では、データに基づく取組と成果の可視化が重要であるとされています。一般的には、歩行者通行量、滞在時間、空き店舗率、民間投資額などが成果指標として活用されています。

そこで、本構想では成果指標を設定しているのか。設定している場合、その具体的な指標と目標値についてお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（工藤貴弘） 葛西勇人議員の御質問の平賀駅周辺中心市街地活性化の戦略的再構築についてお答えいたします。

先ほどの齋藤律子議員の一般質問でも答弁いたしました。平賀駅周辺まちづくり基本構想では、「PARK LIFE ～公園からはじまる次世代型まちづくり～」をコンセプトに掲げ、従来の商業集積のみに頼る手法から転換し、市民の日常の暮らしを豊かにする生活の質の向上を起点に、居心地がよく、歩きたくなる空間を創出することで、結果として選ばれるまちを目指すものであります。

具体的には、中央公園を核として、平賀駅から市役所周辺までを有機的につなぐ3 ZONE 1 STREET+の空間構造を構築いたします。これにより、それぞれの場所に集まった人々が自然とまちなかへと歩みを進める日常的な回遊を生み出します。

こうした滞在時間の延伸や歩行者量の増加は、既存商店への立ち寄り機会や、空き店舗を活用した新規出店への意欲を高めるものであり、本コンセプトは、一定の経済的波及効果も期待できるアプローチであると考えております。

次に、日常利用の仕組みについての御質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、持続的なまちづくりにおいて、イベントという一過性のにぎわい以上に、日常的に人が立ち寄り、滞在したくなる空間づくりは極めて重要であると考えております。そこで、本構想では、公園のような心地よさをまちなか全体に広げること、自然な日常利用を促すことを基本的な方向性としております。

昨年11月11日に開催された市民ワークショップでは、居心地のよい休憩施設や芝生広場、読書ができるカフェなど、長く滞在できる空間の整備についてのアイデアが出されました。また、イベントの継続性を向上させるため、民間事業者や市民団体が活動しやすい仕組みづくりや支援体制の充実が必要ではないかといった意見も挙げられております。

市としましても、平日であっても市民が自然に訪れ、滞在し、交流が生まれるような平賀駅周辺となるよう、取り組んでまいります。

次に、冬季利用の仕組みについてであります。平賀駅周辺のみならず、市全体におきましても、冬期間は積雪や厳しい寒さにより滞在が生まれにくい環境にありますが、その中でも通年でも利用される空間と機能を確保することが必要であると考えております。

今年度実施した市民意識調査においても、平賀駅周辺のまちづくりに対する意見・要望として、屋内遊戯施設が2番目に多く挙げられているほか、市民ワークショップや若手職員ワーキングでは、屋内遊戯施設や大屋根広場などといった具体的なアイデアが挙げられております。

市としましては、今後、具体的な整備検討の中で、冬季の特性を踏まえた空間づくりにつきましても検討を進めてまいります。

交通戦略の御質問についてであります。中心市街地の活性化において交通戦略が重要であることは認識しておりますが、本構想は平賀駅周辺におけるまちづくりの方向性を整理したものであり、具体的な整備内容が確定する前の段階であることから、現時点では来訪者数や交通手段別の内訳については設定しておりません。

一方で、交通戦略の重要性を踏まえ、本構想では、公共交通の利便性向上等による回遊性の促進を課題の一つに上げております。

今後は、具体的な整備計画の策定プロセスにおいて、周辺の交通量や市民ニーズの動向を精査し、目標数値の設定についても検討する必要があるものと考えております。

次に、推進体制については、議員御指摘のとおり、中心市街地の活性化には組織横断的な対応が不可欠であり、エリアマネジメントの視点は非常に重要であると認識しております。

本構想では具体的な推進体制までは記載しておりませんが、一定の道筋がつくまでの段階においては、引き続き、みらい戦略室が中心的な役割を担い、関係部局と緊密に連携しながら進めてまいります。

最後に、成果指標及びその活用について、お答えします。

先ほどもお答えしましたとおり、本構想は、平賀駅周辺におけるまちづくりの方向性を示す段階であるため、現時点で具体的な数値目標は設定しておりません。ただし、まちづくりの進捗を客観的に評価し、市民と共有する上でも成果指標の設定は重要であり、今後、事業化の段階となった際には、歩行者通行量や滞在時間、来訪者数など、実効性のある指標を検討する必要があるものと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） それでは再質問させていただきます。（1）について平賀駅周辺の将来像について質問をする予定でしたがございましたけれども、答弁の中で、まずは地域住民の日常生活を支える生活拠点として整備するという答弁でございますので、理解いたしました。

ところで、当市には既に猿賀公園や白岩森林公園など大規模な公園が整備されています。こうした既存の公園と今回検討されている駅前の公園との役割分担をどのように整理しているのか、当市の考えをお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） 中央公園につきましては、猿賀公園や白岩森林公園と異なり、平賀駅や市役所、商業施設や、金融機関等の生活関連施設に近接し、平賀駅周辺まちづくり基本構想の検討エリアの中心に位置するという立地特性を有しております。

生活動線と直結していることから、買物や通勤通学、子供の送迎など、日常の移動の延長で、気軽に立ち寄り、短時間でも滞在できる環境が整っており、まちなかの公園として機能する点において、他の公園とは違った役割を果たすことができるものと捉えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 答弁がありましたけれども、まちなかの公園として機能する点ということでございましたが、ちょっと私が伺いたかったのは、今の中央公園も同じ機能を持っていると思っております。そこをさらに整備し直す必要はあるのでしょうか。逆に既存の中央公園のままでは駄目なのでしょうか。その点についてどのようにお考えになったのか教えてください。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） 議員のほうから今のままでいいのではないかと

趣旨の質問がございましたが、今回のこの構想のコンセプトにありますとおり、先ほどの市長答弁にありましたが、まずは公園は、まちの幸福度を象徴する存在だと。コンセプト策定に当たってですね。

ですので誰もが気軽に立ち寄り、思い思いに過ごせる公園のような空間、新たな都市空間をつくっていかうということで、まず市民ファースト。それから多くの人々が市外からでも入ってこれるような、そういった都市空間をつくりたいといったことから、現状の中央公園につきましては、やはり外から木が生い茂ってますので、見にくいとかいろいろ御指摘もございますので、そういった部分を誰もが歩きたくなるような都市空間に変えようということから、一定の整備、新たな整備は必要だというふうに認識をしております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 今の中央公園でも歩きたくなる公園であると思っておりますけれども、今回ですね実は題名をですね、戦略的再構築としているのは、先ほど幸福度という話もありましたけれども、整備し直すことによって、本当に人の流れが生まれるのかという点が私はとても重要であると考えております。

昨年9月定例会で答弁頂きましたけれども、先ほど市長も答弁しておりました、地域経済分析システムRESASの滞留人口メッシュ分析によると、令和6年の平賀駅周辺では15分以上滞在した人の1時間当たりの平均日数は、休日より平日のほうが多く、世代別では60代以上が過半を占め、30代以下は2割以下にとどまっているという結果でした。

つまり、現在の平賀駅周辺は休日に多くの人々が訪れる場所というより、平日に高齢層の利用が中心となっているエリアであると読み取ることもできるのではないかと思います。

こうした現状を踏まえると、公園の再整備だけでは、特に若い人を中心に滞在時間や歩行者量の増加につながるのかという点については、もっと慎重に考える必要があるのではないかと思います。

また近くに文化運動施設があり、またこれから「よみまる」なども稼働すれば、ますます増加につながるのか、疑問符がつくわけであります。

(2)について、公園などのハード面の整備を進める前に、日常利用を前提とした年間の運営計画や活用方法など、ソフト面の設計を先に整理しておくことが必要であると考えます。本構想においてこうした運営計画を整備前に策定する考えはあるのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） 本構想では、各ゾーンストリートへの整備に向けて進めておくべき、ソフト施策6点ほどの取組を整理しております。議員から御指摘がございました運営それから維持管理などについても、検討を進めていくことにしております。

今後、民間事業者の参画も視野に入れながら、運営の在り方について具体化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 次に(3)について、冬でも人が集まり滞在できる空間とす

るために、全天候型施設の整備や屋内と屋外が連動した利用できる空間づくりなどを想定しているのか、当市の考えをお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） 夏の猛暑や冬期間、また悪天候時でも利用できる施設のニーズは高いものと認識しており、先ほど市長からもお答えいたしました。市民ワークショップや若手職員ワーキングでは、屋内遊戯施設や大屋根広場といった意見が挙がっております。これらを踏まえて来年度以降、具体化の検討を進めてまいります。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） ともかく冬季の利用が確保されなければ、この事業の持続的な効果は期待できないと私は考えます。

そこで冬季の利用も見据えた年間の運営計画を施設整備と並行して策定する考えはあるのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） 議員御指摘のとおり、冬季利用はまちづくりの持続性を高めるうえで重要であるものと認識をしております。

今後、事業化の検討段階となった際には、冬季利用も踏まえた運営の在り方についても具体化を図ってまいります。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） ちょっと今、考えたところですけど、今年みたいに多く雪が降ったときに、この中央公園利用してもらうために、除雪なんかかなり、毎日やるとなるとお金がかかるのではないかというふうなことを私は思います。

この辺についてはちょっと質問という形ではありませんけど、その辺のところもきちんと踏まえた形で、今後計画を立てていただければと思います。

次に（4）について、弘南鉄道の利用減少や廃業など将来的なリスクも見据え、鉄道だけに依存しない交通体系も含めて、平賀駅周辺の交通戦略をどのように考えているのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） まず弘南鉄道に関しましては、先般、議員説明会の中でも、支援拡充という点と、それから県主導の地域公共交通再構築調査事業、これに着手していくということの説明をしております。

その上で、本構想では地域公共交通計画との整合を図りつつ、弘南鉄道のほか、徒歩や自転車、ほかの公共交通機関も含め、多様な移動手段が確保され、回遊性が向上するような環境づくりを目指すこととしております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 弘南鉄道かなり重要なと。まず、周辺市町村から人が来る足としても必要ですし、まして高校とかで通う学生たちも、恐らく先ほど調べた歩行者通行量の中には含まれていると思います。

そういった方々がいなくなると、やはりこの公園のコンセプト自体が危うくなるのではないかというふうに思っております。この交通戦略についてはぜひとも慎重に考えていただければと思います。

次に来訪者の増加を想定するのであれば、駐車場や駐輪場の確保も重要になると考えます。来訪者の増加によって駐車スペースが不足した場合、駐車場や駐輪場の増設などを含め、どのように対応していく考えなのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） 現在、構想段階でございますので来訪者の数、そういったところは想定しておりませんが、今後、ハード・ソフト両面での検討が進む段階で、周辺駐車場との連携や増設の必要性についても検討してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） (5)については繰り返しになりますけれども、八戸市では、中心市街地というエリアマネジメントを担う専任体制を構築したことが成功要因であったとのことでした。

ほかの自治体ではあまりこういう、要は体制構築することはないというふうにおっしゃっておいりましたけども、ぜひとも、平川市でもですね、職員の人数が少ないかもしれませんが、そういう体制をとっていただくことをぜひ御検討をお願いいたします。

(6)について、事業の成果を把握し、必要に応じて改善していくことが重要だと考えています。これ私はもう前から言ってることです。来訪者数や利用状況などをデータを継続的に収集し、そのデータに基づいて事業の効果を検証し、必要に応じて事業を見直していく仕組みを構築する考えはあるのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） 先ほど、市長からお答えしましたとおり、まちづくりの進捗を客観的に評価し、市民と共有する上でも成果指標の設定は重要であるものと考えております。

今後、事業化の段階において、歩行者通行量や滞在時間、来訪者数など、定期的に把握すべきデータの整理を進め、必要に応じて検証体制の構築を図ってまいります。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 次に事業の成果については、市民に分かりやすく示していくことが重要だと考えています。来訪者数や利用状況などの検証結果について、市民への説明責任の観点から、定期的に公表していく考えはあるのかお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） 検証結果の公表は、市民の理解と参加を促し、まちづくりの透明性を高める上で重要であると認識しております。

具体的な公表方法や頻度は、成果指標の設定やデータ収集の体制が整った段階で検討することになりますが、適切なタイミングで市民へ共有し、改善につながる仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 葛西勇人議員。

○5番（葛西勇人議員） 昨年9月の定例会でお示しました、中心市街地活性化事業におけるプロセスの現在の段階は、現状分析と課題把握であると私は認識しております。

その上で今回幾つかの重要な課題が見えてきた一方で、現状分析、特にデータの収集については、さらに充実させていく必要があると感じたところであります。

歩行者通行量のときに、例えば男女でどういう割合になっているのかとか年齢層とか、

そういったところでもですねやはり見ていけばいいのかなと思いますし、例えばイベントをやったときとそうでないときの違いだとか、そういうところも見ていくべきだと思います。

恐らく今一番恐らく多くこの駅に集まるのは、ねぶた祭りの時期だと思いますが、そういった急に増えるケースも想定しておかなければならないのではないかというふうに思っております。

まちづくりを進める上ではですね、弘南鉄道でもありましたけれども、ファクトとデータに基づいた議論が極めて重要であると私は考えています。八戸市では歩行者通行量について、以前は人でカウントしていたそうなんですけれども、現在はAIカメラを設置して、より精度の高いデータ収集を行っているとのことでした。

やっぱりこれはですね、常にデータを取りながら、やはりその変化点を見極めて、その原因分析などを行っているところがございます。そういった意味でですね、八戸ポータルミュージアムはっちだとか、八戸ブックセンターみたいなのところも造っております。ちなみにブックセンターはかなり赤字であるということではありましたけれども、そういったデータに基づいて、何が必要であるのか、先ほど齋藤律子議員もおっしゃってましたけども、課題は何なのかというのをきちんと抽出しながら進めていく。ただ単に幸福度が上がればいいかとか、そういった点ではなくて、先ほど申し上げましたとおり、ファクトとデータに基づいて私は進めていくべきだというふうに思っております。

当市においても来年度予定されるまちづくり戦略事業の中で、歩行者通行量や滞在時間などのデータ収集を充実させ、データに基づくまちづくりを進めていくことを改めてお願いしたいと思います。

基本構想づくりも大事ですけど、私今一番やっぱり大事なのは答弁を聞いてますと、データ収集するのが、やっぱり一年間かけてしっかり取ることがいいのではないのかなというふうにちょっと感じているところがございます。

最後に、八戸市の中心市街地活性化の取組を視察して特に印象に残ったのは、短期的な成果を求めるのではなく、長期的な視点で市民に浸透させながら、着実に取組を積み重ねてきたという点があります。

八戸市は中心市街地活性化基本計画が現在第4期を迎えており、第1期目から累計で18年間という長い時間をかけて取組を継続してきたことが今日の成功事例につながっているのではないかというふうに感じたところでございます。

平賀駅周辺まちづくり基本構想につきましても、単に施設を整備することを目的とするということではなくて、先ほどから述べましたとおり、日常利用や冬季利用、交通運営体制、さらにはデータに基づく検証などを含め、長期的かつ持続的な視点で取り組んでいくことが重要であると考えます。

平川市の中心市街地が市民にとって誇りと愛着を持てる場所となるよう、長期的な視点のもと、着実に取組を進めていただくことを期待申し上げ、私の一般質問を終わります。

○議長（石田隆芳議員） 5番、葛西勇人議員の一般質問は終了しました。

昼食等のため、午後1時まで休憩とします。

午前11時54分 休憩

午後 1 時00分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第7席、7番、中畑一二美議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（中畑一二美議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員の一般質問を許可します。

○7番（中畑一二美議員） ただいま議長より一般質問の許可を頂きました第7席、議席番号7番、市政公明の中畑一二美でございます。

まず初めに「切り拓く、平川のミライ」というキャッチフレーズを掲げ、就任されました工藤市長、誠におめでとうございます。平川市をよりよいまちにしたいという気持ち、そういう思いは私も同じでございます。協力するところは協力させていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

我々議員も二元代表制のもと、市民の皆様から負託を受けているわけであります。しっかりと市政を監視することも我々の仕事でございますので、是々非々の立場で仕事をしてまいりますので、併せてよろしく願いいたします。

さて昨年に続いての大雪もやっと一息つける気候になってまいりました。平川市の除排雪は毎年すばらしいという評価を頂いております。除排雪に関わった職員の皆様により感謝を申し上げたいと思います。

一方、雪解けとともに、りんご農家の皆様には、枝折れや幹折れ、胴割れなどの被害状況も明らかになってくると思いますが、心が折れないように、担当課の皆様にはしっかりとサポートをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、通告に従い、順次質問をさせていただきます。

本市の教育現場において、児童生徒一人一人に応じたきめ細やかな支援を実現するためには、教員だけでなく、多様な支援員の体制強化が不可欠であります。

平川市教育委員会が進める教育振興計画においても、特別支援教育支援員や学習支援員の配置が位置づけられているものと承知しております。各種支援員は、児童生徒の学習活動や生活面の支援を行う重要な人材として位置づけられているところであります。

私は教育民生常任委員会委員として、これまで市内の各小・中学校へ実地調査で訪問をしておりますが、昔と違って、今は子供たちの人数も減っており、子供たちの状況や教育環境も変わってきております。

また、教員以外の教育に携わる各種支援員の種類が非常に多く、どのような支援員がいて、どういう仕事をしているのか、一度、頭の中を整理してみたいと思ひまして、今回の質問に至りました。

それでは質問に入らせていただきます。

1 小・中学校における各種支援員の配置についてお聞きいたします。（1）各種支援員の種類と役割についてお尋ねいたします。

当市の各小・中学校に何種類かの支援員が配置されていると思いますが、どんな種類の支援員がいて、どのような役割があるのかについて、それぞれお知らせください。

次に、(2) 現状と課題についてお伺いいたします。当市で配置している支援員の人数や配置基準等の現状や課題についてお知らせください。

(3) 来年度の各種支援員配置の拡充についてお伺いいたします。現状や課題を踏まえ、来年度の各種支援員の配置状況について、どのような思いを持っているのかお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 教育長、答弁願います。

○教育長（須々田孝聖） 私からは、まず、各種支援員の種類と役割についてお答えいたします。当市の小・中学校において活用している支援員は7種類ございます。

まず、当市の事業で配置している支援員から御説明いたします。

1つ目は、学習支援員です。教員免許を持つ者で、授業中の個別支援やチーム・ティーチング、長期休業中の学習会での支援などを行っております。

2つ目は、特別支援教育支援員です。特別な支援を必要とする児童生徒の基本的な生活習慣確立のための補助や学習活動の支援などを行っております。

3つ目は、外国語教育支援員です。英語圏の国に留学や在住した経験があるなど、英語が堪能な者で、小学校の外国語の授業における学級担任や英語専科教員とのチーム・ティーチングや教材作成などの支援を行っております。

次に、当市がNPO法人ひろだい多文化リソースルームに委託している支援員、日本語指導支援員について御説明いたします。日本語指導支援に関する専門的な知識を持つ者で、外国人児童生徒に対して、教室から取り出して個別に日本語の基礎指導や学級での学校生活支援・学習言語支援を行っております。

続きまして、青森県の事業で配置している支援員について御説明いたします。

1つ目は、スクールカウンセラーです。児童生徒の心理に関して専門的な知識、経験を有する者で、主にいじめや不登校、友人関係、家庭環境等、児童生徒が抱える問題に対する教育相談を行っております。学校によっては、SOSの出し方教育の講師なども務めています。

2つ目は、スクールソーシャルワーカーです。福祉や教育に関して専門的な知識及び技術を有する者で、問題を抱える児童生徒が置かれた環境へ働きかけ、その改善を図ることを目的としており、具体的には、保護者や教職員との面談や関係機関との連絡調整、情報交換、学校への橋渡し等を行っております。特に、通常半年以上待たされる医療受診を、緊急性が高い場合は短縮してもらえるように医療機関と掛け合っていております。

3つ目は、スクールサポートスタッフです。地域の人材で、教員の負担軽減を図るために、教員に代わって授業で使用する教材などの印刷や小テストの採点、名簿のデータ入力などを行っております。

次に、当市で配置している支援員の人数や配置基準等の現状や課題についてお答えします。当市で配置している支援員は、学習支援員19人、特別支援教育支援員13人、外国語教育支援員2人となっております。

各校への配置基準は特にありませんが、小学校の学習支援員に関しては、全校児童200人以上の学校に2人配置、それ以外の学校には1人配置としております。中学校の学習支援員に関しては、碓ヶ関中学校に1人、それ以外の中学校には数学と英語の支援員を

1人ずつ配置しております。

特別支援教育支援員に関しては、各校の特別支援学級数、在籍者数を考慮するとともに学校からの要望も参考にしながら、各校への配置数を決定しております。外国語教育支援員に関しては、英語専科教員が配置されていない小学校6校に対し支援員を派遣しております。支援員1人が3校を担当する体制で、先生方を支援しております。

課題としましては、各種支援員の配置数が学校の要望と一致していないことが挙げられます。

当市の中学校では、不登校をはじめとする様々な理由から、学校、あるいは教室に入れない生徒のための別室を用意して対応しております。しかしながら、そこを専門に担当する先生を充てることができず、授業がない空き時間の先生を充てているという現状があります。

また、10年前と比較して、特別支援学級数は約1.5倍、在籍者数は約3倍に増えており、さらには、通常学級における特別な配慮を要する児童生徒も増加傾向にあります。それに伴い、学校現場からは、特別支援教育支援員の増員の強い要望がありますが、要望に応えきれていないことが課題となっております。

外国語教育支援員に関しましても、英語専科の先生が必ず加配されるという保証がないことから、確実に当市の8校の小学校を支援するためには、2人の外国語教育支援員では対応しきれないという課題があります。

そこで、このような現状や課題を踏まえて、来年度の各種支援員配置の拡充についてお答えします。

まず、学習支援員ですが、中学校学習支援員をこれまでの7人に加え、3人増員します。増員した3人については、別室登校をしている生徒への対応を主な仕事としますが、対応の必要がない場合は、各教室での学習支援もできるようにしたいと考えております。

次に、特別支援教育支援員ですが、各校の要望に寄り添い、これまでの13人から14人増員し、27人配置します。約2倍の増員になりますので、令和8年4月から27人を配置できないことも想定されますが、1年間通して募集をかけ、学校の要望にできるだけ応えられるようにしていきたいと考えております。

外国語教育支援員に関しては、英語専科の先生の加配がつかないことも想定し、これまでの2人から1人増の3人の支援員を派遣しようと考えております。

いずれにしましても、教育現場では、特別な配慮を要する児童生徒の増加や、先生の欠員、病気休暇などによる不足が深刻化しております。できるだけ学校の要望に寄り添った対応を今後も継続していきたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 本当に教員以外にいろいろな役割を持った各種支援員がいることが分かりました。

少しおさらいしたいんですけども、7種類の支援員がいて、学習支援員、あと特別教育支援員ですか。特別支援教育支援員でないですか。支援教育支援員って聞いているんですけど特別教育支援員でよろしいでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 特別支援教育支援員になります。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） あと外国語教育支援員、これはいわゆるJTEっていう、ジャパニーズ・ティーチャー・オブ・イングリッシュということで、日本人の英語指導員ということでよろしいですね。

子供たちのイメージからいうと、日本人で英語がぺらぺらな先生というイメージだそうなんですけど、そういう認識でよろしいですか。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 日本人でございます。日本人で英語が堪能。外国、英語圏でアメリカで生活、何年もとかそちらで仕事をやってきた方とか、そういう方です。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） あと、4つ目が日本語指導支援員。これは弘前大学に委託してると。あと専門職としてスクールカウンセラー。これは臨床心理士等が心理相談等を担当するというでよろしいですね。あと、6番目としてスクールソーシャルワーカー。これは経済的問題や家庭環境問題を福祉機関と連携するという内容でよろしいですね。

あと最後のスクールサポートスタッフ。これはいわゆる、教師の事務的な部分を補助する方っていうことでよろしいですね。

ここでお聞きしたいと思いますけれども、今の3つ、学習支援員、特別支援教育支援員、それから外国語教育支援員。この3つに関しては、教員などの免許の資格が必要なのは、学習支援員、特別支援教育支援員でしょうか。ちょっと分かりましたら教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 基本的に学習支援員は教員免許を持っている方。それから特別支援教育支援員は、特にその免許は必要ないということで募集しております。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） あと外国語教育支援も、ただ英語がぺらぺらな方で、特に資格は必要ないということでよろしいですね。

あともう一つ教えてください。4月から実施予定ということで聞いておりますけれども、この拡充支援員の確保はされたのかどうか。また、募集はどのように募集しているのか教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 募集についてはハローワークのほうに申請して募集しております。

現在の募集の状況を申し上げますと、学習支援員のほうがまだ予定より2人足りない。特別支援教育支援員のほうが、まだ12名足りないという状況でございます。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） なかなか人が集まらなないと、この事業もね、スタートがどうなるのか、ちょっと心配なんですけれども。

以前、何年か前ですけど、認定こども園のほうに訪問したときに伺ったことがあるんですけども。何かしらの障害、例えば学習障害、それから発達障害とか、病院で診断

されている場合は、その子供のためにですね、保育士を採用することができるということでありました。

しかし、そういう診断をされていないいわゆるグレーゾーンと言われる子供の場合ですね、やはり、そういう枠は、そのための保育士を採用することができないので、一般の保育士の方が子供に関わるんですけど、やはり手がかかるために付きっきりになるということで、保育士がその分、余分に必要になるということで、費用面で大変だという話をちょっとされたことがありました。

当然その子供たちが成長して、小学校、中学校と上がっていきますので、今現在、小・中学校においてその専門支援員が必要だということは必然なことでありましてですね、やはりそういう子供たちが今増えてきているので、対応するために来年度拡充するわけでありましてけれども、今回増員する人員でその現状の問題が解消されるのかどうか。それで、各学校から上がってきてる不足分の人員が解消されるのか、それでもまだ足りないのかですね。ちょっとそこを教えてもらってよろしいですか。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 学校現場では、もう要求すれば何人でも実は欲しくて。1人の子供に1人の先生がかかりっ切りになる。特別支援学級では学年違う子供もいる。こちらが体育に行ったときに、1人の先生がついていけば、この残された子はどうなるんだということで、そういう場合でも、やっぱり人員がもう学校現場では足りない状況で。ただいま大分集まってるとも言えないんですけども、市長のお考えで、そちらに予算をたくさん割きましょうという大変ありがたいお言葉頂きながら、今担当のほうで、先ほどありましたハローワークとか。でもなかなか、他市町村との、実はちょっとした取り合い、時給高いところに行くとか。実はそういう裏話もございます。

実際のところ生活するためには、やはりそうやって考える方もいらっしゃると思いますので。数としては解消は残念ながらまだできないと。もっと多く欲しいということですよ。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 現状が分かりましたけれども、これ人数とか、何人ぐらいいるのかっていうのは発表できますか。大丈夫ですか、ちょっと教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 人数で申し上げますと、令和7年度の数字でいくと122人、全部で小中合わせて122人になります。参考までに、平成28年ですと40人でした。ということで3倍ということで答弁したところでございます。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 大変分かりました。そういうことで、本当にね、大変な状況だということが分かりました。

これはね、やっぱり来年度から実施してみないと、状況がよく分からないと思いますけれども、その辺、今後もですね、ちょっと見守っていきたいなと思っております。

そしてこの各種支援員はですね、単なるこの補助員と捉えるのではなくて、やはり子供の学ぶ権利を保障するための基盤だということでありまして。それで教育のですね、質を高めるために必要な人材であるということをお忘れではないというふうに思っております。

市長がね今回公約で掲げております3つ目にですね、「ミライを拓く、「人」と「学び」への投資」ということでありましたけれども、やはり教育は未来への投資であります。この各種支援員の充実は、子供一人一人を大切に作る姿勢そのものでありますので引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

今、先ほど教育長からもありましたように、近年はですね本当にこういう特別な配慮をする必要がある児童生徒の増加。それから、不登校の長期化、外国人児童生徒への対応など、学校現場の課題は多様化、複雑化してきていると思ひております。

そして先ほどその支援の中に入っておりませんでしたけれども、ALTですね。ALTとICT支援員。今の時代はICT教育が主流となつてきておりますので、今お話ししたALT、アシスタント・ランゲージ・ティーチャーということで英語の先生の補助という方になります。たしか当市では2名の外国人がいらっしゃると思ひておりました。ちょっとALTとICT支援員のところ、少しお聞かせ頂けますか。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） まずALTの状況についてです。現在女性1人、男性1人配置してございまして、女性の方については、来年、令和8年7月末日をもって5年満期ということで終わりになります。

男性の方は、今年2年目ということなので、まだいらっしゃるしまして、女性のほうは尾上中学校と平賀東中学校に派遣しております。男性の方は平賀西中学校と碓ヶ関中学校のほうへ派遣しております。

それからICT支援員の関係でございまして。ICT支援員の業務については主に4つございまして、まず1つ目は、先生方が授業でICTを活用する際の授業支援を行うこと、授業支援です。2つ目が、ICTの効果的な活用方法を先生方が学ぶ校内研修の際の研修支援です。3つ目が公務全般にICTを活用する際の校務支援。最後がICT使用中に起きた不具合に対応するトラブル支援、この4つの業務を行つてございまして、市では業者に委託して、月に1回は学校のほうに訪問していただくような内容で業務委託しているというところでございまして。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 教育支援員ではなく、ICT専門の支援員と、それからALTに関してはこれ5年、男性のほうも5年契約で、女性の方は5年目ですね。5年契約なんですね。違うんですか。1年契約ですか。そうですか。

そうすると、女性の方が今年7月に戻られるということで、代わりの方はまた採用する予定ですか。分かればちょっと何か情報あれば教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） ALTの方の契約は1年更新になってございまして、最大5年までという契約の内容でございまして。

女性の方は、来年の7月で満期になりますので、次の方を採用する手続をしているというところでございまして。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） あとですね、内容ちょっと変わりますけれども、先週の金曜日だったと思ひますけど、新聞報道をされました文部科学省の教師不足に関する調査

においてですね、青森県の教師の不足率、小学校で全国1位。ワーストなんですけどね、全国1位。中学校で全国2位と。不足人数が小学校で126人不足してる。これ県、青森県全体としてですけど、全国ワースト3位と。中学校が59人不足してて、全国ワースト4位ということが報道されておりました。

ここで当市の状況、ちょっとお聞きしたいんですけど、これ議長のほうに、通告外になりますので関連で質問したいんですけど、議長の許可をお願いしますでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） 新聞に掲載されたデータというのは、2025年の5月でしたか、その時の人数で報道されたと思うんですけども。県の職員ですので、我々のほうに照会があって回答したということではなくて、県のほうで調査内容は知ってるんですけども。一応我々の市内の小・中学校の教員の定数ですとか、加配の人数、非常勤講師の定数と現状を比較してみれば、小学校でいくと117人必要なものに対し114人。3人不足している。

中学校でいきますと、73人の定数に対して68人。5人減というふうな、市独自で分析した数字になりますけれども、そういうふうな。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 平川市はこれまでですね、子育て支援に力を入れている市として県内でも名が通っているわけでありましてけれども。今はですね、国や県で給食費の無償化や高校授業料の無償化などを行ってきていますので、あまりこの差別化みたいなのがちょっとできなくなっているのかなという状況であります。

ですからこれからですね、やはり魅力のある教育に力を入れてもらいたいなというのが希望でありますけれども。特色のある施策をやるとか。それをやることによって移住・定住にもつながっていくのではないかなと思っております。

私もこれまで行政視察とかで行かせていただいたり、あと個人的に学校を訪問して見学させてもらったりしまして、いろいろなところを見てきております。

そういう意味では、今回はちょっと質問とかそういうのできませんけれども、次回にでもそういった先進事例を紹介しながらですね、ちょっとお話ししていきたいなというふうに思っております。

今回、新市長が誕生いたしましたして、市民の方からは、新市長が誕生したので何か新しいことをやってほしいという声も頂いております。知恵を結集して、市民のそういう期待に応えてくれることを切に願って、この質問は終わりたいと思います。

それでは次に、移ります。

2 通学路の安全対策についてお聞きいたします。（1）現状と課題についてお聞きいたします。

全国では、令和3年に発生した千葉県八街市の児童死傷事故を契機に、通学路の安全対策が強化されております。本市においても、学校の児童生徒が通う通学路については、毎年1回、関係者を集めて安全点検を実施していると伺っておりますが、どのように実施をされているのか、その内容をお知らせください。

また、冬の時期になると、雪で道路が狭くなって子供たちが危険な思いをしているなどの地元からの声もあります。冬期間の安全点検についても考えているのか、市の考え

をお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 教育長。

○教育長（須々田孝聖） 通学路の安全対策については、教育委員会事務局長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（工藤伸吾） まず、現在実施している安全点検についてお答えいたします。

市では、児童生徒の通学路の安全確保を図るため、市関係部局や国、県の道路管理部局、警察などと連携して平川市通学路交通安全プログラムを策定し、令和2年度から毎年1回、10月頃に合同の安全点検を実施しております。

点検する箇所につきましては、毎年各学校から危険箇所の情報を収集して選定しており、その内容に基づき、直接現地を確認しながら対応策を検討しております。また、これまでの対応策としましては、消えかかった停止線や横断歩道、白線の引き直し、注意喚起看板の設置、ガードレールや防護柵の設置などが実施されており、その詳細については市ホームページにおいても公表しております。

次に、冬期間の安全点検の実施についてお答えいたします。

冬期間に安全点検を実施した場合の危険箇所といたしましては、道路脇の堆積した雪により歩行スペースが狭い、見通しが悪いなどの案件が多くなるものと予想されます。そのような雪に関する案件については、直接、道路管理部局へつないだ方が迅速に対応できることから、冬期間では合同の安全点検を実施せず、学校を通して危険箇所の情報を収集し、随時対応しているところでございます。

今後も、このような体制で関係機関と連携しながら通学路の安全確保に努めてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） はい、交通安全プログラムですね、これも令和2年の10月から実施しているという答弁でありました。

この点検なんですけれども、当然重要なのは、この点検したことはもちろん重要でありますけれども、その点検で指摘された危険箇所が確実に改善されたかどうか重要です。実際に市民の方から、通学路の狭い道路で、スピードを出して走っている車が増えていて危ないので何とかしてほしいという声も頂いております。その対応について市の考えをお伺いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子） 私からは通学路に限らず、狭い道路での運転について、お答えいたします。

住宅街などの狭い道路は、幹線道路への通り抜けに利用される場合が多く、スピードの出た車は、登下校の児童生徒にとって大変危険です。

市では、これまでも警察や市民からの情報提供を受け、注意喚起看板の設置等の対応を行っており、今後も同様の対応を実施いたします。

また、道路交通法施行令の一部改正に伴い、令和8年9月1日からは、生活道路における法定速度が60キロメートルから30キロメートルに引き下げられることから、警察や

交通安全関係団体と連携・協力して広く市民に周知してまいりたいと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 実はねふた祭りとか、イベントあったときに、第2庁舎の前が通行止めになりますよね。そのときに、迂回路で通った道路が、信号もなく近道だということが広く知れ渡って、普段でも通る人が増えてきたというのが、そういう車が多くなった要因ではないかなというふうに思っております。

そこで、ほかにもそういった危険な場所。私そういう相談を受けたのは柏木の、そこが通行止めになって、あっちの美容院の横入っていった細い道路のほうがそういう状況だということで、市民生活部長にお願いしていろいろやってもらうことにしていますけれども。そういったことで、やはりそういった危険な場所、ほかにもあると思うんですね。何か把握している箇所があればお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子） すいません。住所とかその辺はちょっとはっきりしないのですけれども、やはり中央線のない住宅街。先ほど申し上げた中畑議員がおっしゃっているああいうふうな道路、結構市内各所ございますので、そちらのほうが一応。先ほど申し上げたように、これまでは標識ないところであれば、皆さん勘違いして、60キロメートルだと思ってるかもしれませんが、もうそこが30キロメートルになるということで、その辺は広くお知らせしてまいりたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 道路交通法施行令が改正になるということで、今年の9月1日からですよ。それで、センターラインがない狭い道路が30キロメートルになるということでもありますけれども、これの周知されるまで、非常に時間かかるのではないかなというふうに思います。

いきなりね、30キロメートルになったとなっても、やっぱり標識30キロメートルっていう標識がないと、そこは分からないのかなあというふうに思いますので。確か30キロメートルの標識は掲示できないっていうことでもありましたよね。ということですので、先ほど注意喚起看板を掲示するということでもありましたけども、例えばですね、どういう看板かちょっと分からないですけど、ここは通学路ですとか、スピード落とせとか、そういった標識、看板だと思いますけれども、そういう掲示でよろしいですね。

ということで、これから新1年生が入学してまいりますので、やはり何かあってからでは遅いので、危険箇所には注意喚起、看板ですね、表示を早めに掲示、よろしく願いしたいと思います。

それでは最後の質問に移りたいと思います。

今年は、昨年に引き続き各地で積雪が増え続けて、被害が起きていることを受けて、県では、当市も含め県内9市町村に災害救助法の適用を決定したところであります。

冬期間の除排雪は、市民生活と経済活動を支える重要なインフラであります。特に高齢化が進む本市においては、除雪の遅れや不十分な排雪が通院、買物、通学に直結する深刻な課題となっております。

そこで、3 除排雪についてお伺いいたします。（1）現状と課題についてお聞きいたします。

まずは、除雪出動基準、除雪業者数、過去5年間の除雪費の予算と実績の金額を教えてください。また、除排雪については、市で課題があれば教えてください。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（工藤貴弘） 中畑一二美議員御質問の、除排雪の現状と課題については、建設部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 議員御質問の除排雪の現状と課題についてお答えします。

まず、除排雪の現状からお答えします。除雪の出動基準については、降雪量が10センチメートル以上の場合に出動しております。また、道路状況に応じて、路面のわだちを解消するための路面整正や、路肩に堆積した雪で道幅が狭くなった場合の拡幅除雪の出動をすることとしております。

道路除雪の業者数については、今年度の実績としまして市内54工区を35社が除雪業務を受注しております。

次に、過去5年間の除雪費の予算と実績についてお答えします。令和2年度は当初予算2億2,000万円、補正等の額が343万5,000円で、予算額合計2億2,343万5,000円に対し、決算額が2億2,343万4,306円です。

令和3年度は当初予算2億900万円、補正等の額が1億5,600万円で、予算額合計3億6,500万円に対し、決算額が3億1,506万4,421円です。

令和4年度は当初予算2億3,800万円、補正等の額が1億2,914万円で、予算額合計3億6,714万円に対し、決算額が3億6,713万9,959円です。

令和5年度は当初予算2億3,900万円に対し、補正等はなく、決算額が1億5,098万1,528円です。

令和6年度は当初予算2億7,100万円、補正等の額が3億2,079万2,000円で、合計5億9,179万2,000円に対し、決算額が5億9,178万9,625円です。

最後に、除排雪に関して市が認識している課題ですが、現在は除雪業務を受注している各社とも人員が確保できておりますが、将来的には除雪オペレーターの高齢化がますます進み、技術継承と新たな担い手の確保が必要になるものと考えております。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 建設部長の答弁書参考資料、まとめていただいて非常に見やすく、ありがとうございます。

ここでちょっと再質問させていただきましても、先ほど出動基準10センチメートルっていうことでありました。これ、基準なので、出動10センチメートルというのはどこで決めるっていうか。市のほうで決めて出動させているんでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 出動基準につきましては、市のほうで定めておりまして、この10センチメートルについては業者の判断で、10センチメートル積雪あった場合には出動するということとしております。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 今まで私も、今年も弘前、私実家が弘前市なもんですから、弘前の出動する、しないのアプリ入れてるんですけど、それで夜中の12時半くらいに出

動しましたとか、朝5時半くらいに終わりましたとかそういう通知来るんですけども、結局ですね、出勤したからっていうことで行くわけですね、除雪しに。そうすると、そんなないときもあれば、逆に来ないほうが除雪がしやすい。どうしても置き雪していくと固いのがどっさり置いていかれるので。そういうときもあります。

今回は来たかなあという感じでも通知がないので行ったら来てたりとか、通知が来るので行っても来てなかったりとか、そういうふうなのもありまして。逆に少ないときは、出なくてもかえって除雪しやすいかなっていうイメージ、私個人的にはあります。ただ、そういう基準決めてるのであれば、もうそれは致し方ありませんけれども、一応そんな状況もあるということをごすね。

再質問をちょっとさせてもらいますけども、この豪雪時の置き雪について質問いたします。

先日ですね、佐藤 保議員もされておりました、生活道路や通学路としても利用している、例えばですね、県道。これはよく電話来るのが平賀西中の通りですね。あそこは県道になってるんですけども、どうしてもね、豪雪によって道幅が狭くなり、あそこは途中まで歩道がないところが続いておりますけれども、そういう状況もあり、あと車両が行き違いできないとか、そういった状況になることが多くてですね。あとは、交差点部分においては雪が高く盛られて見通しが悪く、歩行者も危険だという、そういう連絡が毎年のようにあります。

市からも、そういう県道だから、県でやらなきゃいけないっていうのはあると思うんですけど、市からも県に要望はしてると思うんですが、県でなかなか対応できない場合ですね、市が対応してると思っておりますけれどもその辺、市が対応できないものかどうか、その辺お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 議員御質問の豪雪時の県道への対応について、お答えします。

議員御指摘のとおり、豪雪時における道幅減少や、交差点での雪山による視界不良により、市民の日常生活や子供たちの登下校における危険な箇所が、市道に限らず県道においてもあったことは認識しております。

当市では、道路パトロールや市民からの通報により、該当危険箇所を速やかに把握し、道路管理者である県に対して拡幅作業や排雪を行うよう、その都度協議しております。

県との協議の結果、早急な対応ができず、市に応援要請があった場合には、これまでも市が拡幅や排雪を行っているところでございます。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） 確か、県道を市でやってもお金を請求できないとかっていうのを聞いてましたので、市としては大変だと思いますけれども、やはり市民の生活ですね。困らないような配慮が必要だと思いますので、今後ともですね、引き続きお願いしたいと思います。

あと、小規模除排雪事業の件とかいろいろあるんですけども、先日、佐藤 保議員指摘質問されておりましたので、同じような答弁だと思いますので、ここは割愛したいと思います。

最後になりますけど、自助、共助、公助ってありますけれども、先日は、共助の精神

でその辺はうまくやってくれという話でありました。やはりですね、自分でできればそれにこしたことはありません。これは雪だけじゃなくて災害のときも一緒なんですけども、自分でできない場合も当然あります。そういった場合は誰かに頼るしかないわけですね。周りに頼れる人がいれば頼っていくしかありません。

最後にですね、周りに頼れる人もいない場合どうしたらいいんでしょうかというところに行き着くんですけども。そこは、やはり行政でやらざるを得ないのかなというふうに思っております。

ですから、除排雪に関しての、町会の関係もあると思うんですけど、事前に除雪支援の登録制度を創設したりですね、地域で、町会でやってると思うんですけど除雪マッチングの制度を導入するとか、それは検討すべきだと思います。

あと、除雪。先ほど除雪の予算、頂きましたけれども、毎年この除雪の委託料は、たしか3か年の平均って聞いているんですけど、それは間違いないでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） 5年のうち中庸3か年の平均でございます。

○議長（石田隆芳議員） 中畑一二美議員。

○7番（中畑一二美議員） こんなに長くやったの初めてかなと思いますけど。すみません、もうちょっとで終わりますんで。

あと、予算に関してですね。毎年続くと私は思っております。これを見ると、令和5年はたまたま少雪で、本当に二、三回出たのかなという感じだったと思いますけれども。毎年ですね、これは続くと私は思っておりますけれども。

予算ですね、やはり多めに計上しておいて、雪が少なかったときは不用額として基金に積んでおくと。足りない年はその基金から取崩して使うという、補正を組むというふうになると思うんですけど。毎年のようにね、除雪費の追加予算。陳情、毎年のように行ってるようなイメージありますけれども、そこは今、話ししたように、多めに予算上積んでおくことも必要なのかなと思いますので。その辺、市長が陳情に行くのが仕事だといえればそれまでですけども、そういう形で多めに基金に積むというのをやっていったらいいのかなというふうに提案して、私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（石田隆芳議員） 7番、中畑一二美議員の一般質問は終了しました。

午後2時10分まで休憩とします。

午後1時59分 休憩

午後2時10分 再開

○議長（石田隆芳議員） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

第8席、8番、石田昭弘議員の一般質問を行います。

質問席へ移動願います。

（石田昭弘議員、質問席へ移動）

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員の一般質問を許可します。

○8番（石田昭弘議員） 8席、8番、ひらかわ市民クラブの石田昭弘です。議長の許

可を得ましたので、通告に従い質問いたします。

1 平川市食産業振興センター「食ラボひらかわ」について、(1) 利用実績の推移について質問します。

2024年3月に策定した平川市産業振興に係る基本構想の27ページに、平成29年度から令和4年度までの利用状況が示されています。それによると、令和4年度は市内農業者の利用が6年間で最も少なく、6次産業化セミナーの開催回数、参加者数、6次産業化推進会議なども、令和3年まではコロナの影響を受けて、開催回数、参加者数ともに減少しているとあります。

そこで、令和5年度以降の状況はどうなってるのか。年度別、利用実績について、稼働率を含めお知らせください。

次に、(2) 10年経過後の運営方針についてです。

平川市食産業振興センター食ラボは、平成28年3月末に県の施設であった食品加工研修施設を取得、同年6月1日に利用を開始してから今年5月末で10年を迎えます。この10年間は、県との譲渡契約により、指定用途に供さなければならないという制限があったわけですが、それが終了することで、食品加工以外の利用も可能となります。

そこで、10年経過後の運営方針について質問します。

この質問については、令和4年第2回定例会において、当時の大澤敏彦議員から、令和8年6月以降の運営についてと題して質問されており、理事者側から10年経過後の運営方針についてですが、現在、施設の運営や管理に関する課題の整理と洗い出しを行っている。施設維持のためには多額の経費が見込まれることから、今後は施設の在り方についても検討する旨の答弁を頂いております。

質疑応答から3年以上たち、運営方針は決まったのでしょうか、お知らせください。

○議長(石田隆芳議員) 市長、答弁願います。

○市長(工藤貴弘) 石田昭弘議員の平川市食産業振興センター食ラボひらかわについての御質問のうち、私からは今後の運営方針についてお答えいたします。

食ラボひらかわは、平成28年に県から譲渡を受けて以来、農業者等が地域の農産物を自ら加工し、付加価値の高い加工品の開発、製造などを行う、市直営の食品加工施設として運営してまいりました。しかしながら、施設が竣工した平成10年から27年が経過し、老朽化が著しく、令和5年度の蒸気ボイラーの改修工事に約1,500万円を要したほか、近年は頻繁に修繕を行っている状況にあります。また、年間の利用収入が約100万円であるのに対し、人件費や光熱水費、委託料などの維持管理経費は約1,600万円となっていることから、市では毎年約1,500万円を負担している状況にもあります。

利用者の内訳は、施設の供用を開始した平成28年度から、市内の利用者に対する優先予約受付を始めた令和5年度までは、市外の方が半数を超え、かつ農業者以外の利用も増加傾向にあり、本来の施設の目的である農業者等が地域の農産物を自ら加工し、付加価値の高い加工品を製造するという趣旨からは少し外れた状況でございます。また、市内の利用者は特定の方に偏る傾向があり、幅広く平等な支援を目指す狙いとは裏腹に、範囲が狭い支援となっている一面もございます。

市では、平川市民に対して当施設の恩恵を広く享受すべく、地元産のりんごやミニトマトなどを使用した加工品を製造し、学校給食でも年15回程度提供してまいりましたが、

購入による調達に比べて費用が多くかかっています。

これらのことを総合的に判断し、当施設につきましては、廃止の方向で検討しているところでございます。

このほかの御質問については、経済部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 私からは、令和5年度以降の食ラボひらかわの利用実績について、年度ごとに利用件数、稼働率の順でお答えいたします。

まず令和5年度についてでございますが、蒸気ボイラーの改修工事があったため、貸出期間が9か月となっております。利用件数は235件、稼働率は83%でございます。令和6年度は利用件数が255件、稼働率は73%。令和7年度は、2月末現在で利用件数が243件、稼働率は72%となっております。

なお、ただいま申し上げました稼働率につきまして、食ラボひらかわには全部で6室ございますが、各室個別の集計は行っておらず、貸館を行っていた日数に対して利用実績のあった日数の割合で整理しており、1室のみの利用であっても施設全体の稼働率としてカウントしてございますので、御了承いただきたいと思います。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） それでは再質問させていただきます。

まず、（1）利用実績の推移について。食ラボの現状を把握するために、先ほど答弁いただきましたが、確認の意味で、令和7年度の利用件数と稼働率及び市内・市外別、農業者・非農業者別の件数をお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 総数は、先ほど申し上げましたとおり、2月末現在で利用が243件、稼働率72%となっております。

内訳につきましては、市内に住所のある方が176件、このうち農業者は81件、非農業者は95件となっております。次に、市外に住所のある方の利用実績は67件であります。このうち農業者は60件、非農業者は7件となっております。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 次に、食ラボひらかわの目的は、地域の農産物を活用した付加価値の高い加工品作りによる農業者等の所得向上及び食産業の振興を図ることとされています。この目的を達成するためには、6次産業化を担うプレーヤーを増やさなければならず、これまで様々な講習や講座が開催されてきたと思います。

そこで本年度開催された講座の内容について伺います。また、食ラボオープン当時から継続されているものや参加者が多く、人気のあるものについても御紹介ください。お願いします。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 講座の内容について、6次産業化に取り組む方を増やすために開催しているもの、また、食ラボオープン当時から継続しているもの、さらには参加者が多く人気のあるものについてお答えいたします。

まず、6次産業化に興味を持っていただくため食ラボ体験講座を開催してございます。この講座は、市の特産でもあるりんごや桃などを使用した加工品作りを体験していただ

くもので、これまで継続している内容については、ジュースやジャム、ケチャップ、乾燥野菜作りなどです。

また、人気のある講座につきましては、りんごチップスなどの乾燥果実作り、米粉を使用したパンやお菓子作り、ラグノオささきさんなど菓子店と合同で実施したアップルパイ作りや桃のロールケーキ作りなどがございます。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 次に、講座等の開催により、農産物を活用した付加価値の高い加工品など開発、商品化されたものがありましたらお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 市では、体験講座のほかにも、技術指導員を配置し、加工のノウハウや機械の操作方法などの個別相談にも対応してございます。

こうした相談や試作を経て、トマトジュースやアップルパイ、各種ジャムなどが商品化されており、結果的に販売につながったものではないかなと思ってございます。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 次に、食ラボを利用し、6次産業化に取り組んだ結果、目的で掲げているところの農業者等の所得はどれぐらい向上したのでしょうか、お知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 食ラボの利用により、農業者の所得がどの程度向上したかについては調査してございませんので正確な答えは持ち合わせてございませんが、我々としてはこうした取組が所得向上の一助となっているものと推察してございます。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 成果の測定、それには指標がありますけれども、質問を通しまして今どういう状況なのかについていうことを把握させていただきました。実績ベースでもって把握させていただきました。

その限りでは、やはり開設の目標を果たすまでにはいっておらず、もし仮に継続的にこの食ラボを利用する場合においては、こちらに書いていますように、食ラボの効果的な活用、支援体制の整備、食ラボの利用を拡大するため利用者のニーズを踏まえた改善策の検討やアドバイザー等の活用促進に取り組むことが必要であると、このようにやはり私も考えています。

しかし先ほど、（2）10年経過後の運営方針について、廃止の方向で検討しているというお話を市長からいただきました。理由としては、設備、器具の老朽化、そして維持管理費の負担が大きい。先ほど聞きますと、100万円の収入に対して維持管理するためには1,600万円、年間必要だということでした。

そしてまた、市外や非農業者の利用が多いということで、施設の目的である農業者等が地域の農産物を自ら加工し、付加価値の高い加工品を製造するという趣旨が薄れてきていたということは、やはり納得いくものでした。

ですからこそ、やはりこの食ラボに関しては、先ほど市長がおっしゃったような方向に行くのも無理がないかなというふうに感じ取ることができました。

そこで、具体的にお話をお聞きしたいと思います。では、廃止の時期はいつ頃か。6

次産業化はこの先も続けていくと思われることから、代替の施設の考えはあるのか。現在の利用者にはどのように対応していくのか。廃止後の跡地の利活用は考えているのか、これについて伺います。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（工藤貴弘） 初めに廃止の時期についてであります。現在の利用者への周知期間を約1年間とし、来年度末の令和9年3月31日をもって廃止時期とすることを考えております。

次に、代替施設についてお答えいたします。現在、市では、りんごなどの地域資源を一体的に活用し、交流人口の拡大や地域経済の活性化を図るため、食・農・観の活性化拠点の整備を目指しており、その中に持たせる機能として加工施設も挙げております。

また、令和5年に策定した基本構想では、農業者が生産から加工、販売までを担う従来の6次産業化を進化させ、1次、2次、3次事業者がそれぞれの得意分野を生かして業者間で連携し、地域ぐるみで価値を生み出す地域一体型6次産業化の推進を掲げており、この中では加工部門は専門の2次事業者に担っていただく考えであります。

現在、拠点施設の整備と地域一体型6次産業化は、いずれも検討段階にありますので、引き続き検討を深めていき、来年度には方針を決定したいと考えております。

次に、現在の利用者への対応についてですが、できる限り早いタイミングで利用者に対し周知し、近隣市町村の自治体や民間企業が運営する加工施設の利用にシフトしていただけるよう御案内していきたいと考えております。

最後に、跡地の利活用についてであります。現時点では決まっておりませんが、有効な活用方法を見いだしてまいります。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 今、市長から答弁を頂きまして、平川市食産業振興センター食ラボひらかわの廃止が明らかになったわけです。

ここで気がかりなことは、やはり利用者の方ですね。市内はもとより他の市町村からも利用者が多いというふうに聞いております。それだけ食ラボひらかわは使い勝手がよいということでしょうから、利用者に対しては、ぜひともしっかりとフォローしていただきまして、丁寧な説明、丁寧な対応、くれぐれもよろしくお願いしたいと思います。これを聞くと、お米ではないですけど青天のへきれきのようなショックを受けると思いますので、何とかこの点はよろしくお願い致します。

実際にここを利用して加工して、トラックマーケットにアップルパイを販売している方もいらっしゃいますし、私もアップルパイ食べましたけど非常においしくてですね、こういう方の今の状況を考えると、どうしても何かこの代替施設としてあったらいいのになとは思いますが、先ほどの説明ではなかなかこの食ラボをそのまま抱えていくのも大変なことだし重いなと思いますので、廃止っていうのもやぶさかではないなという感じがいたします。

ですからこそ今利用している方々、使用してる方々にとって、しっかりとこの点を伝えていただきまして、この後どういう形になるか分かりませんが、利用できる場所等をしっかりと紹介していただければと思いますので、何とかこの点よろしくお願い致します。

続きまして、2 観光振興について質問します。

同じくこの平川市産業に係る基本構想43ページに観光分野の課題が書かれ、59ページには「農業や食を観光に結び付けた観光誘客と観光消費の拡大」と題して、取組の方向性が示されています。

その中に観光客のニーズ、受入態勢等の整備、リピーターを確保、他地域と差別化した魅力の創出、滞在時間の伸長など、課題解決のヒントとなる言葉が出てきております。

そこでこの言葉から、早期に取組ができると思われる観光振興について、質問と提案をさせていただきます。

まず(1) ペット・ツーリズムにおけるドッグランについてです。

ペット・ツーリズムという言葉は御存じでしょうか。東洋大学国際地域学部国際観光学科、公益社団法人日本愛玩動物協会(協力:全国ペット・ツーリズム連絡協議会)による平成26年11月のペット・ツーリズムの適正推進ガイドライン(骨子案)によると、ペット・ツーリズムの定義(範囲)を、ペットと一緒にホテル等に宿泊することのみならず、日帰りで公園のドッグランに遊びに行くことやカフェなどに行くことも、ペット・ツーリズムに含まれることになるものとしています。

2月10日の議案説明会に提出されたまちづくり戦略事業Ver.1についての1 食・農・観の活性化拠点整備事業における令和7年度の進捗状況の導入機能の検討に、ドッグランが書かれています。

ドッグランについては、令和6年第2回定例会において葛西勇人議員が、公園併設ドッグランの設置による実証実験についてと題し一般質問していましたので、御存じとは思いますが、飼い主の管理の下で、隔離されたスペースの中で、引き綱を外して自由に運動させることができる場所や施設のことをドッグランと言います。

このドッグランが、導入機能の検討に取り上げられた経緯についてお知らせください。

次に、(2) ひらかわイルミネーションプロムナードについてです。

平成27年度に地方創生交付金を活用して、冬期間の平賀駅前通をイルミネーションで装飾し、にぎわいを創出するというを目的に始まったイルミネーションプロムナード事業。平成30年度には友好都市の台湾台中市から輸入した台湾ちようちんを設置。令和3年度には同じく友好都市の鹿児島県南九州市の竹を活用した竹キャンドルを加えるなど、毎年デザインを工夫しながら事業展開。本年度は新たにふらっと広場に、中に入って楽しむことができるバブルドームと市制施行20周年を記念して猿賀公園のシンボルとも言える蓮の花のイルミネーションが設置されました。

本事業が始まってから11年、今では青森県の冬の風物詩の一つとして、テレビや新聞などで紹介されるようになりました。ここに至るまでには、職員及び関係者の皆様の御尽力や議員の皆様の御意見や御提案があったと思っています。

それでは質問させていただきます。

事業実施当時は、市役所や農協会館、駅前休憩所、ポケットパーク、商工会館、健康センター植栽帯、中央公園街路樹、街路灯をイルミネーションで装飾していました。その後、LEDライトも約7万から10万球へと増やし、イベント等も開催され、冬の町並みを幻想的で華やかに演出してきました。

しかし、今年度は装飾箇所が減り、昨年までと比べると見劣りがする寂しい状態です。

た。そこで、イルミネーション装飾の規模が縮小となった経緯、理由についてお知らせください。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（工藤貴弘） 観光振興についての御質問については、担当部長より答弁させます。

○議長（石田隆芳議員） みらい戦略室長。

○みらい戦略室長（對馬一俊） 私からは、食・農・観の活性化拠点整備事業における導入機能の一つとして、ドッグランを検討対象とした経緯についてお答えをいたします。

本事業では今年度、民間事業者との対話により意見やアイデアを聴取する、いわゆるサウンディング調査を効果的に実施するため、まずは拠点に求められる機能について、幅広く検討してまいりました。

その過程において、県内外における類似施設の先事例を調査したところ、滞在時間の延伸や回遊性の向上を目的としてドッグランの整備をし、一定の効果を上げている事例が確認されておりました。

また、議員御質問のペット・ツーリズムの観点からも、本拠点の目指すコンセプトとも大きく方向性が異なるものと考え、今後の比較検討を行う上で、候補の一つとして整理したものでございます。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 私からは、イルミネーションの設置規模が縮小となった経緯についてお答えいたします。

まず、前年度の状況について申し上げます。令和6年度は市役所周辺のにぎわいを重視し、市役所本庁舎ピロティエーへ台湾ちょうちんを集約し、イルミネーションは中央公園をメインとして装飾した結果、駅前のにぎわいが薄れてしまいました。

令和7年度は、これを解消することを目標として考え、計画をスタートさせました。同時に、中央公園への設置について検討を始めたところ、使用する予定だった電球に経年劣化が見られ、中央公園全てをカバーすることができないことが判明いたしました。また、併せて物価や人件費の高騰の影響もあり、設置規模としては令和6年度並みの計画となりました。

このことから、令和7年度はふらっと広場をメインとしながら、駅前広場へ台湾ちょうちんを再設置することに加え、駅前と市役所周辺をつなぐ街路灯にも装飾することで、駅から市役所までの一体的なにぎわいの創出を試みたところでございます。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） それでは再質問いたします。

まず、ペット・ツーリズムにおけるドッグランについてですけれども、先ほどの答弁でもって、先進事例を参考にして、ここに一つの考え方として挙げてるということですよ。必ずしもこれを行うっていうわけじゃなくて。それは十分、分かりました。

そこでもって昨今なんですけども家族、そして愛犬、これを一員として捉える価値観が非常にこう今、広がっております。大きく影響して、ペット・ツーリズムという新しい旅行スタイル、これが急速に注目を集めております。これは皆さん御存じだと思います。

矢野経済研究所の調査によると、愛犬との旅行市場は2020年の約400億円から2023年には約650億円になるなど、年々これは拡大しております。愛犬を連れて旅行となると、やはり課題になること、問題になることはですね、車で移動すると思いますので、この狭い車内の中で長時間移動していますと、どうしてもやっぱりストレスになります。これ人もそうですけれども、愛犬であればなおさらのことです。このドッグランがあれば、愛犬の運動不足やストレスが解消されます。

そこで、ペット・ツーリズムのニーズであるドッグランという受入態勢等の整備をすることで滞在時間の伸長につながり、また、食事や買物、観光PR、飼い主同士の情報交流・交換など、副次的な効果が期待できることから、やはり私は早期にこのドッグラン設置に向けていくべきだと考えております。

そこで、それを平川市内でどこに置くのかっていうことが一つのまたテーマとなりますけれども、そこでもって2か所ほど、私は考えております。1か所は交通量が多い道の駅いかりがせきと、もう一つが観光拠点の猿賀公園。これがやはり適地かなと思っております。

まず最初に、道の駅いかりがせき御仮屋御殿付近の空き地がありますので、ここにドッグランを設置することを提案しますが、市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（小野生子） こちらの空き地につきましては、山村地域の活性化を図る取組を支援する、国の山村活性化交付金支援事業を活用した体験農園の開設などを現在検討しており、現時点でドッグラン設置については考えてはおりません。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 今、初めて聞きますけれども、国の事業としての体験農園、これを予定してるっていうことですね。少しここら辺、説明いただけませんか。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○市民生活部長（田中 純） この山村活性化交付金支援事業につきましては、経済部農林課が今、少し企画してございまして、国の交付金を使いまして、地元産の特産物をもっと増やして収入を得て、その活性化を担うと。

昨年の秋にですね、あそこのおっしゃってる土地のところに、今は、300平米くらいの農地をまずはテスト的に、昨年の秋から土づくりから始めて、春には種を植えて、最近では熊が出たりして山菜がなかなか思うように取れなかったり、あと鹿被害とかで特産品の自然薯がなかなか需要に対して供給が追いつかない状況なので、何か起爆剤となるものをということで、経済部が始めたものでございます。

そこで作るものは、例えばビワだったりアンズだったり、あと自然薯だったり、そういうものを今準備して、今年の春からトライしようと考えているところでございます。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） これからの考え方としてやっぱり食・農・観の観点からは、それはそれで悪くはないと思いますけれども。土地の面積等を考えますと、やはり少し足りないかなって感じはいたしますし、逆に道の駅の特性を考えると違った形のほう、今私が質問してますドッグランのほうが、これは適切かなというふうに考えます。

そこで、今の状況では難しいということで理解しましたけれども、道の駅のドッグラ

ンは、今本当に増えてる状況にあります。

県内では2021年8月に道の駅とわだに、2024年8月に道の駅しちのへに開設しています。また、津軽地方のこの道の駅には、現時点ではたしかないと思いますので、早めにはこれは取り組んだほうが私は魅力の創出にとっては非常に効果的で、他施設の差別化を図る上ではとってこれいいのではないかと思いますので、碓ヶ関のあそこの道の駅、今の場所でもし駄目ってあるのであれば、また近隣のところ、そこ少し探っていただきましてですね、何とか実現できる方向にならないかなとは考えます。

参考までに、秋田県能代市二ツ井町の道の駅ふたついのドッグランについて、担当の方にお話を伺ってきましたので紹介します。

道の駅ふたついは2018年7月に移転オープンし、ドッグランは翌年2019年4月にオープンしました。施設設備については、小型犬エリアと中型犬エリアに分かれ、地面にはウッドチップが敷かれていることから管理しやすい。中・大型犬エリアには遊具と滑り台があり、出入口付近には足洗いスペースと秋田犬が描かれた犬用の顔出しパネルが設置されていました。これ、非常に珍しいですよ。ドッグランの近くには、利用者専用の駐車スペースを新たに設けて、愛犬が安全に移動できるようにしたと言っておりました。運営については、受付はなく料金は無料、自由に出入りができます。鍵は一切かかっていません。利用期間は4月から12月、雪の状態で変動するということでしたけれども、冬期間に利用したと思われる足跡が雪の上にありました。担当の方も笑っていましたが、時間は24時間可能です。維持管理費はそれほどかからず、運営も難しくないというふうに言っておりました。トラブルについては、オープン当初から聞いていないということでした。あくまでも飼い主の自己責任で、そこを運営しています。

また、道の駅ふたついから車で10分ほどの秋田県立北欧の杜公園に、アジリティありのドッグランがあると紹介され、行ってみました。雪が多いため見ることはできませんでしたが、リーフレットをもらってきました。相当広い敷地でした。これはやっぱり秋田県は、国の天然記念物に指定されている秋田犬がいることから、力の入れ方が違うのかなというふうに感じながら、帰ってまいりました。

そこで今度は、碓ヶ関から猿賀公園についてなんですけれども、ドッグランの場所として、やはりその観光拠点の猿賀公園にもぜひこれ設置できればと考えております。北側の駐車場に入って左側の広場がありますので、そこは私はふさわしいかなと思います。場所はどこでも、適切な場所があればよろしいんですけども、私が思うにはそこが一つの、設置するための場所としてはふさわしいかなと思います。

そうすることによって観光で訪れる人もさることながら、ドッグランがあることで、平川市民及び近隣市町村の方にも気軽に繰り返し来ていただけること、それこそリピーターを確保できると考えますが、市の見解を伺います。

○議長（石田隆芳議員） 建設部長。

○建設部長（中江貴之） ドッグランについては、ペットの健康維持や飼い主同士のコミュニティが生まれるなどの効果的な面がある一方、鳴き声や排せつ物の臭いなどの課題があるものでございます。

猿賀公園の周辺には、猿賀神社、盛美園、清藤氏書院庭園のほか、一般の住宅もあることから、ドッグランを設置する場合にはこれら周辺への影響を考慮し、設置場所を検

討する必要があるものと考えております。

また、北側駐車場の横へのドッグランの設置ですが、御提案の場所は自然の風景など、趣が楽しめる風致公園として整備された猿賀公園のうち、枯山水庭園がある場所でございます。この場所にドッグランが調和するか、慎重に検討する必要があるものと考えております。

これらのことから、北側駐車場の横へのドッグランの設置は課題が多いものと考えておりますが、平川市猿賀公園エリア観光誘客ビジョンでは、公園整備について、市民のニーズに基づき、関係各課や観光協会が利用促進に向けた検討を行うとしておりますので、議員御提案のほか、関係団体の意見を踏まえつつ、猿賀公園の特性や周辺環境に配慮した整備を行ってまいります。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 答弁の内容は想定していましたが、やはりそのようになりましたね。

道の駅ふたつについても行ってきて、話聞いた限りではやっぱりこの臭いとか鳴き声等、それほど問題ではなかったような感じがいたしました。

ウッドチップって結構これ管理がともしやすいってということなんですよね。じゃあ、どうこれを維持してるんですかって言ったら、1年に1回それを替えるかもしくは継ぎ足すくらいで十分なんだと。清掃してますかって、しなくても十分大丈夫です。あと、やはりその今は、愛犬をこう何て言いますかね、飼い主がですね、やっぱり責任をしっかりと持ってやってるので、その点は心配ないですよみたいな話でしたので、やはりこう、そこら辺は危惧なのかなと私は思いますので、もう少し状況を把握しながら、情報を集めながら、設置する方向にひとつ何とか検討のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

ペット市場はやはり年々増えてきてますし、家族化、コンパニオンアニマル化を背景に、2023年度は前年比4.5%増の1兆8,629億円、2024年度は1兆9,108億円に達する見込みで、2026年には2兆円規模になるとも言われております。

ドッグラン設置に合わせて関連商品を開発し販売することで、経済効果を生み出すことができることから、ペット・ツーリズムの視点を取り入れた今後の観光の在り方も検討すべきと考え、提案させていただきます。

続きまして、（2）ひらかわイルミネーションプロムナードについて再質問します。

先ほどの答弁によりますと、減少になった原因としましては、イルミネーション経年劣化という話もありました。そこで、今年はそうですけども、次年度はどうなるんでしょうか。やはり今年度並みで行っていくのでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 令和8年度の設置規模については、予算規模では令和7年度を下回りますが、これまでと同様に変化を加えながら新たな光を演出するとともに、受託業者との綿密な打合せにより最大の事業効果が得られるよう努めたいと考えてございます。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） そうですよ。予算書にも書いてますけども、本年度より次年度は予算額が下がってますよね。ということはやっぱり規模が小さくなるのかなと。

工夫したとしてもやっぱりその絶対量ですね。光の量が少なくなるのではないかなというふうにして、危惧しております。

そこでもって過去の一般質問等ありまして、そうなったら2つほど質問と提案させていただきます。

まず、1点目は、令和4年第2回定例会で山谷洋朗議員の理事者側のほうで何か物足りないなと思うものがあつたら具体的にお聞かせくださいの質問に対して、理事者から、担当課で話があつたとして、中央公園のほうに大きな木があります。例えば、1本の大きな木のほうに、シンボルツリーとして見せ方ができないかと答えていました。

結局はどうなったのでしょうか。お答えください。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 御指摘のとおり、令和4年第2回定例会一般質問において山谷洋朗議員からの御提案に対して、市からは「中央公園の大きな木をシンボルツリーとして施工可能かどうか業者と打合せしていかなければならない」との答弁をさせていただきました。

その後、受託業者と協議の上検討して、小規模ではありますが、令和4年度から6年度までの3年間、中央公園内の木1本をシンボルツリーとして装飾をした実績がございます。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） あの中ではやっぱり埋もれてしまってなかなかそこまでは目立たないのかなとは思います。

そこでもってシンボルツリーと見せ方について、私から提案があります。

この中央公園、先ほど来、いろんな形で出てきておりますけども、ここにイルミネーションの装飾っていうのは私は少し疑問があるんですよ。なぜかと申し上げますと、周辺を建物で囲まれていますので、全体を見渡せないかつ閉塞感がある。

イルミネーションの見せ方としてやっぱり開放感があること、視界が開けた場所があることがふさわしいと思います。

そこで、やはりそうなった場合の場所はどこかという、ふらっと広場です。このふらっと広場をぜひとも活用していただきたいと思います。

ただ、ふらっと広場は今年のような状況であれば、なかなかやっぱりこれも寂しい状況でありますので、そこに例えば高さ10メートルぐらいのシンボルツリー、これを製作して装飾して配置する、こういうことをしてみてもどうかと思いますけれどもいかがでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） シンボルツリーの設置についてでございますが、イルミネーション事業の目玉としてのインパクトが大きく、趣旨や地域のにぎわい創出への貢献という観点からも大変興味深い御提案であると思っております。

このことにつきましては、担当課においても検討した経緯がございまして、青森市のクリスマスマーケットで青森県観光国際交流機構が設置している高さ10メートル規模のツリーの例で試算したところ、イニシャルコストで1,500万円程度、その後のランニングコストとしては毎年400万円程度の経費が見込まれることが判明いたしました。限られた

予算の中で、ツリー設置によって得られる経済効果とほかの事業とのバランス等を総合的に勘案して判断した結果、設置は困難であるとの結論に至っておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） そこでこの費用についてなんですけども、これについて、ふるさと納税を活用する案を提案します。

本年度1月末現在で約7億5,400万円。この寄附の使途に「来て見て触れて！ひらかわ観光応援コース」、約1億3,200万円が含まれています。返礼品手数料を引いたとして約6,600万円となります。

次年度において金額規模が同程度か、もしくは減ったとしても、シンボルツリー製作及びランニングコストをここに充てることは十分可能ではないかなと思います。

先ほど、経済部長がおっしゃってますとおり、これは一つ大きな核になります。このシンボルツリーがあることによって、このイルミネーションの見え方が全く違ったものになると思いますので、ぜひともこれは検討すべきだと思いますけどもいかがでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 総務部長。

○総務部長（對馬一俊） 当市へのふるさと納税においては、「来て見て触れて！ひらかわ観光応援コース」など使途を選んで寄附をすることができますが、議員言われた寄附金は特定の事業ではなく、それぞれの方が選択した使い道に合わせて、子育て支援や教育環境の充実、あるいは観光・農業振興など様々な施策の一部として活用させていただいておりますので、その点については御理解をいただければと思います。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 今の話は少し違うと思います。使途として観光に使っていいですよってお金が入ってるんで、そこに特化しても全然問題ないと思います。それをまた違うところに割り振りするというのはやっぱり、本来の趣旨とは若干違うと思いますんで、ぜひともこの今私が言ったような形をできれば検討していただければと思いますのでよろしくお願いします。

次に移りますけども、2点目としまして、平成27年第3回定例会で当時の山田忠利議員が、令和2年第1回定例会で当時議員であった工藤市長が提案していた平賀駅前のみならず、尾上地域・碓ヶ関地域にも展開できないかということです。

2月7日の平川市青少年健全育成市民大会で、碓ヶ関中学校の生徒が昔のにぎわいを取り戻したいと訴えていました。この訴えに応えるためにも、事業展開してはいかがでしょうか。

○議長（石田隆芳議員） 経済部長。

○経済部長（田中 純） 御提案の尾上・碓ヶ関地域でのイルミネーション事業の実施につきましては、現時点では両地域での実施は考えてございません。

地域のにぎわい創出の施策としては、地域住民が主体となることが重要であると考えておりますので、地域の活性化に結びつく様々なイベントが企画されるよう、今後もこれまで同様、各種補助金にて引き続き支援してまいります。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） やはり残念な答弁が返ってきました。やはりこの平川市全体

で盛り上げていくということがやっぱり肝なんですよね。

秋田県から入ってくる玄関として碓ヶ関地域があります。そこでイルミネーションがあったとして、先ほどドッグラン等も話しましたが、様々な観光のPRとか情報交流・交換ができた場合、そこを通して、実はこのイルミネーションは平川市の中心部のふらっと広場で大きくやっていますよって言ったら非常に宣伝効果もありますし、またそこを通して今度は尾上地域のほうに、尾上地域でもこういうのをやっていますよって言ったら全体がにぎわってきますので、ここはぜひ御検討いただければありがたいと思います。

また事業始まってからもう11年たちますので、事業の形態、規模、期間など見直しが必要なんではないかなと思っております。

例えば、期間に関してなんですけども、今年とか去年のように雪が多いとどうしてもやっぱり大変ですよ。雪が少なくて平年並みであればよろしいんですけども、LEDのイルミネーションは白熱電球とは違いますので、発熱がほとんどなく、雪が降ると解けずたまってしまいます。また雪の重みや凍結の繰り返しによって配線やコンポーネントが故障しやすくなるとも言われております。

竹キャンドルもありますけども積雪が多いとどうしても見えにくく、何よりも人の足、これが向かなくなりますので、一つの案としまして、現行の11月中旬から2月中旬までを10月下旬か11月上旬に始めて、学校の終わる1月中旬まで。これでも私は良いのではないかと思います。

ちょうど雪のピークの時期をずらして行う。早めに行うことによって他地域との差別化を図っていくっていうことでもって、イルミネーションの考え方を少し変えて早くやるってことも一つの手かなと思います。

ただし、台湾ちょうちんに関しましてはですね、雪の影響を受けにくいので、軒下につるしますので、これはもっと長くてもいいと思いますし、期間をもっともっと長くして見る方を多くしていただく、これも結構だと思います。

いずれにしても、見直しが今この時点で必要になってきていると思いますので、要はふらっと広場を中心にシンボルツリーを掲げて、これを核として、碓ヶ関、尾上地域を含めた全体をひらかわイルミネーションプロムナードとしてにぎわいの創出を考えていただければ、これは非常に大きなインパクトになると思いますので、ぜひ御検討のほうよろしくお願いします。

それでは、最後の質問となりますけども、市長就任の抱負と決意について伺います。

工藤市長は、昨年12月の市長選挙に出馬するに当たり、「切り拓く、平川市のミライ」をキャッチフレーズに、「産業」にミライを、「魅力」に光を。命と暮らしを守る「安心」の進化。ミライを拓く、「人」と「学び」への投資。誰もが「住みたい」、便利と快適を叶える地域づくりの4つの柱に基づいた様々な事業や政策を公約に掲げ、多くの平川市民の負託を得て当選されました。

これまでも記者会見など様々な場面においてお話をされてきているとは思いますが、このたび市長就任後、初の一般質問を受けて改めて、これからの市政運営に対する抱負と決意についてお聞かせください。お願いします。

○議長（石田隆芳議員） 市長。

○市長（工藤貴弘） 今定例会の開会日に、市政運営についてその所信の一端を申し述べさせていただきます。「切り拓く、平川のミライ」。市長選挙で市民の皆様にお示ししたこのフレーズに込めた、私の決意と抱負について改めて述べさせていただきますと思います。

今から20年前、平賀町、尾上町、碓ヶ関村の2町1村が合併し、青森県10番目の市として我らの平川市が誕生いたしました。当時の人口は3万5,000人を超えていましたが、今では3万人を下回るまで減少してしまっております。

残念ながら人口減少・少子高齢化の波を避けることはできません。しかし、そのときの政治リーダーが勇気と大志を抱き、また市民との対話と協働を重ね、平川市の未来のビジョンを共有し、前を向いて駆け出していけば、その波を小さくしたりあるいは穏やかにすることができるのではないかと。私は市長就任以前、代議士秘書をはじめ平川市議会議員、青森県議会議員としてその人生の多くを政治の道に投じ、そうした活動の中で多くの人たちと出会い、そして様々な声に耳を傾けてきました。

殊、人口減少問題にあっては、私の同級生たちもそうではありますが、進学や就職を契機に都心部へ移り住み、結婚や子育てという次なるライフステージの段階で、ふるさとに帰って暮らしたいと思いつつも、都市部と地元とでの、その雇用やあるいは生活環境の差異によって諦める人がいます。

私は今41歳ですが、子育てをしながら仕事や地域のこと、そして子供たちの将来のことを日々考えている責任世代です。そうした中でふと、自分の子供たちは将来もここ平川市で暮らしていけるかと思いを巡らせることがあります。

平川市に生まれ育つ子供たちには、当然ながらそれぞれに夢や人生設計がございます。その夢を実現していくために、東京などの大都市や、あるいは海外に拠点を移すのであれば、それは大変すばらしいことであると思います。そしてその背中を優しく支え、押ししていきたいとも思っております。

しかし、もしも、本当は平川市で暮らしていきたいけれども、仕事や生活環境が都市部よりも整わないがゆえに、後ろ髪を引かれつつも平川市を出ていかなければならないという不幸な決断を子供たちにはしてほしくない。私はそのように強く思っております。次の時代を担っていく子供たちに、平川市で生きていくために多様な選択肢を残していくことが、親として、大人として、そして政治家として至上命題であると覚悟して、このたびの市長選挙に立候補させていただきました。

前市長の長尾市政では、保育料の無償化や学校給食費の無償化にいち早く取り組み、また、新婚世帯等の住宅取得を支援するなど、子育て支援に大きな力を注いでこられたほかにも、基幹産業の農業振興など様々な分野において、これからの平川市の礎を築いていただいたと、私は評価しております。その長尾市政を継承しつつも、人口減少と少子高齢化という大きな課題に真正面から向き合い、積極果敢に挑戦することが、私が自らに課した使命であります。

合併時に生まれた子供たちは、今年20歳という人生の節目を迎えます。これからの将来に期待し、希望を持ち、夢を抱き、目標に向かって挑戦する若者や、これから生まれてくる子供たちが、このまちに生まれ育ってよかったと実感できることが、平川市の明るい未来への道しるべとなるのではないかと考えております。子供たちは地域の宝、そ

して私たち大人の希望、そして平川市の未来そのものであります。

平川市が、いつまでもその輝きを放ち続け、10年後も20年後も選ばれるまちとなるよう、全身全霊で市政運営に取り組んでまいる所存であります。議員各位並びに市民の皆様には、改めて御理解と御協力をお願い申し上げまして、私の決意と抱負とさせていただきます。

○議長（石田隆芳議員） 石田昭弘議員。

○8番（石田昭弘議員） 以上で一般質問を終わります。

○議長（石田隆芳議員） 8番、石田昭弘議員の一般質問は終了しました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

次にお諮りします。

会期日程表のとおり、12日は議案熟考のため、13日は常任委員会開催のため、16日から18日は予算特別委員会開催のため、19日は議事整理のため、本会議を休会にしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田隆芳議員） 異議なしと認めます。

よって、次の本会議は、23日、午前10時開議とします。

本日はこれをもって散会します。

午後3時10分 散会

1 公共施設改修における変更契約の課題と改善提案について

1. 変更契約とは

工事契約締結後に、数量の増減、工法変更、新たな追加工事等が発生した場合に契約金額や内容を変更するもの

2. 変更契約の現状整理

- ▶ 公共施設改修において変更契約が多数発生している状況
⇒ 資料 3, 4 「【参考】過去 5 年間の建物改修・解体工事における変更契約案件」を参照
- ▶ 主な変更理由は以下の 3 類型に分類される。

分類	主な内容	想定される要因
① 劣化・配管等追加	クラック増、配管更新、アスベスト追加 など	事前調査制度不足
② 設備機器追加	電気設備・機器増設 など	設計段階の検討不足
③ 機能向上変更	部屋拡張・仕様変更 など	意思決定の後出し

3. 変更契約が増加した場合の問題点

- ▶ 財政規律の低下 ⇒ 当初契約額が形骸化し、実質的な予算管理が不透明になる！
- ▶ 入札制度の公平性への疑念 ⇒ 落札後の追加工事が前提化すれば、公平競争の原則が揺らぐ可能性あり！
- ▶ 市民への説明責任の低下 ⇒ 当初説明と最終支出額の乖離が信頼低下を招く！
- ▶ 設計・調査体制の質の問題 ⇒ 事前調査や設計制度に課題がある可能性あり！
- ▶ 組織ガバナンスの弱体化 ⇒ 変更判断の基準が曖昧な場合、統制機能が働きにくい！

4. 主な課題

① 設計前調査基準の不明確さ

■ 配管内部未確認・劣化数量増加・アスベスト追加 など ⇒ 調査手法の限界と調査基準の不明確さ！

② 設計段階の意思決定不足

■ 設備追加・電気錠設置・部屋拡張 など ⇒ 当初設計で整理可能な案件が後出しで追加！

③ 変更契約判断基準の不明確さ

■ 変更契約の判断基準が明確でない ⇒ 市民から見れば随意的拡大に見える恐れ！

④ 組織体制の分散による技術的ばらつき

■ 担当部署ごとの発注・技術的判断のばらつき ⇒ 横断的チェック体制の不足！

1 公共施設改修における変更契約の課題と改善提案について

5. 改善提案

① 設計前調査基準の明確化

⇒ 調査レベルの最低基準策定

② 変更契約ガイドラインの策定

⇒ 当初説明と最終支出額の乖離が信頼低下を招く。

③ 一定額以上の変更技術審査制度導入

⇒ 一定額以上の変更は、「建設部技術職」、「財政課」、「契約担当」の合同審査制。

④ 変更契約類型分析と公表制度の導入

⇒ 当初契約額が形骸化し、実質的な予算管理が不透明になる。

⑤ KPIの導入

⇒ 数値管理：変更契約発生率〇〇%以下、当初契約比増額率平均〇〇%以下 など

⑥ 建設部による横断的専門チェック体制の構築

⇒ 変更判断の基準が曖昧な場合、統制機能が働きにくい。

① 例：設計前調査基準

クラックは全数調査
配管は内視鏡確認
解体前はアスベスト詳細調査
産廃量は過去実績比較

② 例：変更契約ガイドライン

区 分	対 応
真に不可避	変更契約可
機能向上	原則別契約
軽微補修	金額基準設定

④ 例：変更契約類型

事前調整不足型
設計意思遅延型
不可抗力型
利便性向上型

6. 改善に取り組んでいる自治体例

自治体名	背 景	取 組
静岡県藤枝市	以前は各施設の所管課が改修業務を担っていたが、調査・設計・契約にばらつきがあり、工事品質や契約変更の多発が問題となっていた。	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の改修工事は、原則として「都市建設部」が一括して担当。所管課は「要望・使用計画の整理」までを担い、以後は建設部門が設計・積算・工事監督を担う。 ⇒ 設計積算の精度が向上し、追加工事や随意契約の削減につながった。
長野県塩尻市	技術職員が各部に散らばり、所管課に建設知識がないため、設計ミスや工事変更が頻発していた。	<ul style="list-style-type: none"> 市役所内に「技術支援室（仮称）」を設置し、建築・土木・設備技術者を横断的に配置。所管課が改修を計画した際には、技術支援室が事前調査から契約・施工管理まで伴走支援。 ⇒ 職員の技術力向上と、市民への説明責任の強化（資料作成含む）にもつながった。
滋賀県東近江市	施設ごとに設計仕様が異なり、改修内容や積算の妥当性に疑義が多く寄せられた。	<ul style="list-style-type: none"> 「公共施設改修設計の標準マニュアル」「調査チェックリスト」「積算テンプレート」を整備。所管課が設計を依頼する際には、必ずこの標準様式に従って実施。 ⇒ 業者や設計事務所とのやり取りも標準化され、設計ミスや契約変更の抑制に効果。
愛媛県西予市	学校、福祉、医療など様々な施設で改修が必要となる中、バラバラの所管課対応では予算や優先順位が定まらず混乱。	<ul style="list-style-type: none"> 各年度の施設改修を一元管理するため、「公共施設改修プロジェクトチーム」を庁内に設置。 チームには建築・財政・契約・使用課のメンバーが集まり、設計内容、費用、スケジュール、契約変更リスクなどを全庁的に精査。 ⇒ 優先順位と予算のバランスを確保し、効率的な改修実施と説明責任の強化を実現。
東京都武蔵野市	所管課ごとの改修では、仕様や品質がまちまちで、市民からのクレームも多かった。	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設の修繕・改修については、すべて建設部の「維持保全課」が実施主体となる方式へ変更。設計・施工の専門職を育成し、設計精度の向上、工事後の評価（アフター点検）まで対応。 ⇒ 改修工事全体の品質が安定し、市民満足度が向上。

1 公共施設改修における変更契約の課題と改善提案について

【参考】過去5年間の建物改修・解体工事における変更契約案件

年度	案 件	契約金額			工 期			変更内容	担当部署
		変更前	変更後	増 減	変更前	変更後	増 減		
R 2	松崎小学校 大規模改修工事	3.20億	3.27億	0.07億	R2.6.19 ～R3.3.10			<ul style="list-style-type: none"> ・外壁クラック補修の施工数量増 など ・網戸をステンレスネットへ交換 ・消火栓給水管の交換 ・蛇口をハンドル型からレバー型に変更 ・壁及び床の下地の補修 ・床下点検口蓋の交換および天井点検口の増設 ・床下地モルタルの浮きおよびクラックの補修 ・体育館床下の消火栓露出給水管の保温工事追加 	教育委員会
	碓ヶ関小学校 校舎改築工事	8.57億	8.68億	0.11億	R2.6.19 ～R4.1.31			<ul style="list-style-type: none"> ・掘削深の変更 ・中学校校舎躯体のクラック補修 ・職員室内複合盤の設置場所変更および一式交換 ・水栓をシングルレバーに変更 ・新設キューピクルへの電話線等引込柱の追加 ・電話機の追加 ・補強のため天井および壁材の下地合板の追加 ・天井点検口の追加 ・実績に合わせ撤去、運搬、処分費の変更 ・碎石舗装で段差解消 	教育委員会
R 3	碓ヶ関中学校 大規模改修工事	6.73億	6.81億	0.08億	R3.6.19 ～R4.3.25			<ul style="list-style-type: none"> ・コンピュータ室床材の変更 ・大型スクリーンの設置 ・クラック欠損、鉄筋露出の数量増 ・防火戸自動閉鎖装置改修の追加 ・職員室の雪囲い（クリアガード）の追加 ・普通教室壁面プレートサインの減 ・点検口の追加 ・産業廃棄物運搬・処分等数量の減 	教育委員会
	道の駅いかりがせき 大規模改修工事	7.95億	8.12億	0.17億	R3.6.19 ～R5.2.28			<ul style="list-style-type: none"> ・道路情報館非常用発電機設置の追加 ・道路情報館2階会議室備品の追加 ・文化観光館の厨房機器のクリーニングおよび地域特産品生産施設の床下地の部分補修 	建設部
R 4	碓ヶ関小中学校 駐車場整備工事	1.54億	1.58億	0.04億	R4.6.18 ～R5.3.25			<ul style="list-style-type: none"> ・白線（外側線）を歩車道境界ブロックに変更 ・コンクリート打設箇所の追加 ・実測による数量の精査（構造物取壊し、撤去工、運搬処理工） 	教育委員会

1 公共施設改修における変更契約の課題と改善提案について

【参考】過去5年間の建物改修・解体工事における変更契約案件（つづき）

年度	案 件	契約金額			工 期			変更内容	担当部署
		変更前	変更後	増 減	変更前	変更後	増 減		
R 4	平賀東中学校 大規模改修工事	3.41億	3.48億	0.07億	R4.6.18 ～R5.8.31			<ul style="list-style-type: none"> ・クラック数量増など ・3階普通教室の床補修の追加 ・体育館棟の点検口の追加など ・2階普通教室扉の交換 ・2階普通教室、廊下等の床補修追加 ・職員および来客用出入口への電気錠の設置 ・生徒玄関扉に鍵設置の追加 ・人感センサー付き照明の追加 ・1階教室扉の変更、1階給水管漏水修理の追加 ・交通誘導員および産業廃棄物処理量の数量変更 	教育委員会
	本庁舎解体工事	2.64億	2.63億	△0.01億	R4.9.22 ～R5.9.29			<ul style="list-style-type: none"> ・暖房機内の不凍液の処分 ・什器備品の処分 	建設部
	第2庁舎改修工事	7.50億	7.60億	0.10億	R4.9.22 ～R5.8.31			<ul style="list-style-type: none"> ・発電機始動用バッテリーの交換 ・天井施工面積の変更 ・外壁ひび割れ補修 	建設部
R 5	旧碓ヶ関屋内温水 プール（ゆうえい 館）解体工事	3.09億	3.21億	0.12億	R5.6.17 ～R6.3.8	～R6.3.29	+21日	<ul style="list-style-type: none"> ・アスベストの除去時間増による工期の延長 ・産業廃棄物の処分量の変更 ・JRとの敷地境界の是正 ・解体構造物の追加 	教育委員会
	本庁舎外構工事	2.40億	2.48億	0.08億	R5.6.17 ～R6.3.25			<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物の処分量の変更 ・舗装工事の変更 ・ロングベンチの形状変更 	建設部
R 6	金田小学校 体育館改修工事	2.01億	2.06億	0.05億	R6.6.22 ～R7.2.28			<ul style="list-style-type: none"> ・玄関ホールの屋根材および下地材の張替え ・トイレ内部の下地材の入替え ・ステージ床部分の研磨及び塗装など ・その他、軽微な補修個所の追加、現地精査による増減 	教育委員会
R 7	碓ヶ関温泉会館 大規模改修工事	2.24億	2.63億	0.39億	R7.6.21 ～R8.1.9	～R8.3.9	+2カ月	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室内部劣化箇所の変更 ・地下ピット内劣化配管の交換 ・外構部分の改修 ・その他居室の改修 	市民生活部

1. 八戸市の中心市街地活性化の取組から得られた主な示唆

(1) 中心市街地の「位置付け」を明確にする重要性

■八戸市の取組

単なる商業集積地としてではなく、公共施設整備を核とした「社会的・文化的活動の拠点」として明確に位置付け、段階的な整備を進める。

⇒これにより以下のことを実現

- ・商業だけに依存しない人の流れの創出
- ・文化、学び、子育て、交流など多様な活動の集積
- ・日常的な利用を前提としたにぎわい形成

□平川市への示唆

- 中心市街地を「何の拠点とするのか」という基本コンセプトを明確に共有することが大事！
- 商業振興のみを目的とするのではなく、公共機能や交流機能含めた複合的位置付けが重要！

(2) 公共施設は「造ること」より「使われ続けること」が重要

■八戸市の取組

主要公共施設（はっち、ブックセンター、マチニワ、美術館）が「使われ続ける」ために共通する3つの要素

- ①誰でも自由に使えるオープンスペース
- ②貸館事業
- ③自主事業（指定管理制度を採用せず、市直営で自主事業を展開）

⇒市職員がコーディネーターとして関わることで、管理にとどまらず、にぎわい創出や人のつながりづくりに重点を置いた運営が可能！

□平川市への示唆

- 中心市街地で公共施設整備を検討する際は、管理のしやすさを優先しすぎないこと！
- 「管理」ではなく、「活用」を目的とした運営体制を構築すること！

(3) 公共投資が民間投資を呼び込む好循環の形成

■八戸市の取組

公共施設整備を契機として、以下の通り民間投資の波及が進んでいる

- ・空きビルの再生
- ・コワーキングスペースやサテライトキャンパスの立地
- ・民間による新たな事業展開

⇒行政が「最初のリスク」を担い、民間が動きやすい環境を整えることが大事

□平川市への示唆

- 行政が一定の覚悟をもって先行投資を行い、「民間が動き出すきっかけ」をつくる視点が重要！

1. 八戸市の中心市街地活性化の取組から得られた主な示唆（つづき）

（4）エリアマネジメントを担う専任体制の重要性

■八戸市の取組

市長直轄のエリアマネジメント担当部署を設置し、関係部署間の調整、民間・市民との連携、施策全体の進行管理を一元的に担う
→取組が部局ごとに分断されることなく、継続的に推進される

□平川市への示唆

- 担当部署を明確にすること！
- 権限と責任を持たせること！
- 人事異動があってもノウハウが蓄積される体制を構築すること！

（5）データに基づく取組と成果の可視化

■八戸市の取組

以下のデータを継続的に収集、把握し、成果の可視化を行う

- ・ AIカメラによる歩行者通行量計測
- ・ 空き店舗・空地率
- ・ まちなか居住者数
- ・ 創業支援件数

→施策の検証と改善が可能となり、市民や議会への説明責任も果たせる

□平川市への示唆

- 事業開始の早い段階から測れる指標を設定し、データに基づく検証を行う仕組みを整えること！

2. 平川市への提言（まとめ）

- ① 中心市街地の将来像・役割を明確にしたビジョンを早期に共有すること
- ② 公共施設整備を行う場合は、活用と運営を重視した設計・体制とすること
- ③ エリアマネジメントを担う専門部署・人材を明確に位置付けること
- ④ データ収集と成果の可視化を前提とした事業運営を行うこと
- ⑤ 短期的成果を求めすぎず、長期的視点で市民に浸透させる取組とすること。

※八戸市の事例を参考にしながら、平川市の地域の実情に即した持続可能な中心市街地活性化を着実に進めていきましょう！！